

令和7年度 石垣市観光審議会

第2回

日時：令和7年11月12日（水）14:00-16:00
場所：石垣市役所 会議室

会 次 第

1 開会

2 質問

3 議事

（1）宿泊税の活用に向けた検討の進め方について【資料1】

質疑

（2）宿泊税マスタープラン案について【資料2～4、参考資料1】

質疑

（3）その他

・クルーズ船対策について【資料5】

質疑

4 事務連絡

5 閉会

配布資料

次第（本紙）

審議委員会名簿

資料1 宿泊税の活用に向けた検討の進め方について

資料2 宿泊税マスタープラン案

資料3 宿泊税充当事業の一覧

資料4 石垣市使途基金条例（案）

資料5 ヨーロッパにおけるクルーズ船対策

参考資料1 石垣市宿泊税導入にかかるパブリックコメント結果

参考資料2 観光地経営戦略（アイディア）会議 資料

石垣市観光審議会委員名簿

任期：令和6年3月22日から2年間

定員：15名

番号	氏名	所属	役職	分野
1	高橋 秀明	一般社団法人石垣市観光交流協会	副会長	観光団体
2	赤城 陽子	一般社団法人石垣市観光交流協会宿泊部会	部会長	宿泊
3	久場島 清俊	一般社団法人石垣市観光交流協会運輸部会	部会長	運輸
4	那良伊 功	石垣市商工会	理事	商工
5	仲門 和則	J A おきなわ八重山地区本部	本部長	農業
6	伊良部 幸吉	八重山漁業協同組合	専務理事	漁業
7	竹内 友哉	一般社団法人八重山ダイビング協会	会長	マリンレジャー
8	大堀 健司	石垣島アウトフィッターユニオン	会長	エコツアー
9	我那霸 宗広	一般社団法人八重山ビジターズビューロー	専務理事	観光団体
10	伊良皆 高司	一般社団法人沖縄県タクシー・ハイヤー協会八重山支部	支部長	運輸
11	根原 哲也	沖縄県飲食業生活衛生同業組合八重山支部	支部長	飲食
12	鈴木 規慈	環境省石垣自然保護官事務所	上席自然保護官	環境
13	山田 雄一	公益財団法人日本交通公社	理事・観光研究部長	学識経験者
14	菅沼 大喜	石垣市	部長	市職員

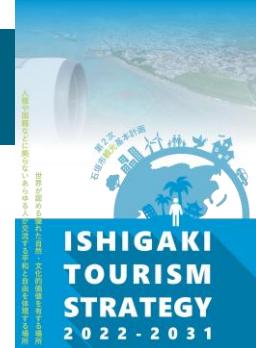
宿泊税導入及び活用に向けた検討の進め方

- 1 宿泊税導入及び活用に向けた検討スケジュール pp.2-4
- 2 石垣市観光審議会 議事概要 pp.5-7
- 3 観光地経営戦略(アイディア)会議 クロスセッション概要 pp.8-11

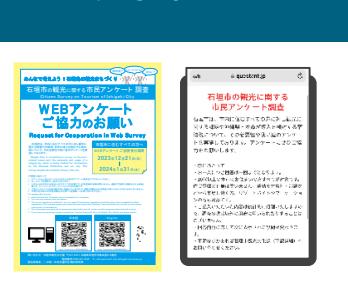
1 宿泊税導入及び活用に向けた検討スケジュール

2022年→ 第2次石垣市観光基本計画 策定

2023年→ 2024年→



現状調査



勉強会



観光の未来を考える日



観光審議会



ワーキング部会



2025年→ 石垣市における宿泊税に関するこれまでの議論、意見等を集約

パブリックコメント

石垣市宿泊税条例の可決

観光地経営戦略（アイデア）会議

宿泊税の活用

本日

石垣市観光審議会 R7 第2回

1 宿泊税導入及び活用に向けた検討スケジュール

項目	令和7(2025)年度					令和8(2026)年度			
	4-6月	7-9月	10~12月	1~3月		4~6月	7-9月	10-12月	1~3月
沖縄県議会		徴収条例案 議会可決							
石垣市議会		徴収条例案 臨時議会可決		使途基金条例案 議会議上程					
石垣市 観光審議会		審議会 8/20	答申	諮問	審議会 11/12	審議会 1-2月	答申		
観光地経営 戦略会議			アイデア 会議 10/29		準備会 12/17	導入後のガバナンスについては 令和7年度の審議会、WG等で検討			
石垣市 観光地MPの作成	石垣市観光地MP (案) の作成		意見等の反映・策定		関係者意向調査				
特別徴収義務者 ネットワークの構築			特別徴収義務者と石垣市との連絡網						
徴税体制の PJチームの構築		制度設計の詳細調整、Q & Aの作成		徴税システム開発、徴収シミュレーション		宿泊事業者懇親説明会			
広報活動の実施		制度導入の告知・周知 (WEB上)		ツール作成		広報・関係者配布			
石垣市 観光文化課		総務大臣との協議、同意		R8 予算案の作成					

1 宿泊税導入及び活用に向けた検討スケジュール



議題 3 宿泊税の活用に向けた今後の検討について

1 宿泊税の使途：今後実施すること

答申案での提言事項

宿泊税活用事業等について優先順位を立て、
宿泊税マスタープランに落とし込む

ガバナンス（管理体制）の大枠を、
使途条例に落とし込む

議題 2 宿泊税 マスタープラン 案について

- 1 位置づけ
- 2 使途決定
プロセス
- 3 基本戦略
- 4 基盤強化
- 5 重点施策
- 6 ガバナンス

石垣市観光審議会 [R7①(宿泊税⑤)]

2025年8月20日(水) 14:00-16:00
石垣市役所2階 会議室

議題

- (1) 宿泊税導入に向けた検討の進め方について
- (2) 答申書（修正案）について
 - ・ 1宿泊税に係る制度詳細
 - ・ 2 留意事項及び提言事項
 - (1) 使途について
 - (2) ガバナンスについて
 - (3) 導入およびその後の展開について
- (3) 宿泊税の活用に向けた今後の検討について

説明資料

- 1 宿泊税導入に向けた検討の進め方について
 - 2 石垣市における宿泊税の導入について
- 答申書（修正案）
- 3 宿泊税の活用に向けた今後の検討について
- 参考 1 石垣市での宿泊税導入に向けた
〔パブリックコメント資料〕
- 参考 2 石垣市宿泊税条例（修正案）

■答申書（修正案）について

1 宿泊税に係る制度詳細

(7) 税率について

- ✓ 上限を設定する方向で進んでいる（総務省から指摘を受けて）。
- ✓ 都道府県レベルの宿泊税で定率とするのは沖縄県が初。定率は消費税と課税標準が重なる。上限を設定することで違いを見い出す方向。3年後の見直し時に上限設定が継続となるかは別の議論なる。
- ✓ 法定外税を率で入れることを想定していなかった。複数の委員より、過重な負担で金額が高くなると負担があり過ぎるのでは、という意見があったのではないかと推察されるが、議論の詳細はわからない。
- ✓ 俱知安町の宿泊税は定率2%で上限設定はない。冬のピークシーズンの平均単価が4-5万円に上がり、宿泊税収は約3割増となった。
- ✓ 上限の設定は会計システムに負担をかけるので理解し難いが、まず定率で導入することが最優先なのではないか。その中でどうしていくかではないか。
- ✓ 県全体で定率制を導入すると、他の地域でも定率制が議論の遡上にあがってくると思われる。
- ✓ 京都市が宿泊税の上限を1泊1万円とする条例を市議会で可決した中で、沖縄県は、どういう論理で上限を設定するのか。石垣市としても交通整理をしておく必要がある。

2 留意事項及び提言事項

(3) 導入およびその後の展開について

- ✓ システム改修については、宿泊事業者分については沖縄県に全額負担をお願いしている。役所分については、按分、折半するのか、調整中である。
- ✓ 大手のホテルは、トラブルはないかと思われるが、小規模の施設、インバウンド客を対象としている施設にとっては、ハードルになる。
- ✓ 上限を設定する場合のシステム改修はどうなるか。
- ✓ お客様商売として、システム提供事業者はシステム対応を行うものと思われる。
- ✓ 長崎県では、準備したシステム改修補助金はあまり使用されなかった。

2 石垣市観光審議会 議事概要

■宿泊税の活用に向けた今後の検討について

(1)宿泊税の導入について

- ✓ 財源導入はゴールではなくスタート。宿泊税は今までの税収と異なり、税収を増やすことができる。それを前提に物事を考える必要がある。
- ✓ スタートラインは同じでも5年後には、宿泊税収が伸びるところとそうでないところが出てくるだろう。

(2)観光の方向性について

- ✓ 客室数が増えている状況下では、「量より質」ではなく、量としての延べ人数増加も図る必要がある。
- ✓ リピーターを抱え込む戦略（例：金沢市の宿泊税等の充当事業）
- ✓ インバウンドだけでなく、国内旅行者の長期滞在も促進
- ✓ 観光客だけでなく、市民の行動の質の向上も重要（例：生ごみ処理等）。
- ✓ 目標を設定し、達成度を測ってはどうか（例：リターン率）。

(3)税収の配分について

- ✓ 税金の使い道の透明性。安易にお金が出て行かないシステムを作る必要がある。
- ✓ 宿泊税収が新たに発生することを受けて従来の観光予算が他に回されるか。
→もともとの観光予算が少ない状態。観光予算を道路整備に充当しても目に見える成果へつながることにはならない。
- ✓ 税収増に向けて検討が必要。
- ✓ 用途については、一定程度ミシン目を入れてはどうか→三層構造

◆観光振興、観光地域づくりのためにベーシックに必要な事業

- ✓ 宿泊税という安定財源、特別な財源を導入したからこそ可能、コロナのようなことがあっても継続が可能
例：データの収集、DMOの人材の確保等

◆臨機応変に代えていく事業

- ◇中長期的に行う事業（5～10年目途）
 - ✓ 目標を設定して、そこに向けて育成していく、予算を投入し続ける事業
(新しい商品や新しいサービスのシステムなど)
例：地産地消（体制づくり、メニューづくり等を含む）、芸能等
 - ✓ 一度構築できれば、その後は、それほど予算を充当する必要がなく、民で回っていくようなもの
 - ✓ 安定財源があるからこそ、5～10年で取り組める

◇短期的にすぐカウンターを充てる事業

- ✓ 最初に力を入れて2～3年取り組むことで、それがルーチン化し、
その後は、お客様同士で回っていくようになる性格のもの
例：ゴミ問題やルール問題など

- ✓ 石垣の魅力が向上し、単価が上がり宿泊税収が増えていけば、税収が上振れする。
- ✓ 上振れ分は、チャレンジでわくわくする事業に使うことも、基金として積み立っていくことも可能。

2 石垣市観光審議会 議事概要

(4)使途事業について

●伝統芸能や自然環境の保全

(例: カンムリワシ保護)

- ✓ 環境なくして観光なしなど表裏一体の関係、一蓮托生

●地産地消

- ✓ ホテルでの地元産使用の仕組みづくり（時期の旬）※補助等

●イベントの創出

- ✓ 川平訪問以外の過ごし方

●オーバーツーリズム対策

✓ 混雑対策

考え方: 八重山諸島での分散 or 訪問者がいるところで
しっかり対策することがお金を使う上で重要

参考: [入域形態] 空路で入域する旅客による
オーバーツーリズムは想定されない

[時期] 夏のピーク時に発生（川平公園）
冬はそこまでの混雑はない

[場所] 川平公園→クルーズ船客による混雑
自然環境→利用者が増えてフィールドが荒れてきている

[問題] 混雑、集落内への立ち入りと写真撮影

参考: 有料化（例: 川平公園、駐車代金とは別に）。

✓ ルール・マナー遵守のための取組

（利用のルールづくり、
インバウンド対策（多言語での情報発信、人材確保等））

✓ ゴミの不法投棄対策

●二次交通の拡充

✓ バス路線・本数の拡充

（例: 路線バス拡充、ホテル巡回路線や自動運転路線の設置）

参考: 公共交通利用によりレンタカー等の

利用による駐車場満車状態等を解消

→住民利用を確保

参考: クルーズ船の寄港数→来年200隻の予定

乗船客数（日帰り客）→平均2000人、多い時は5000人

※クルーズ船による立ち寄り時の

行動パターンを踏まえた対応

✓ 人材の確保（例: ドライバー不足対策）

参考: 賃金以外も視野に入れた対策の検討

運転しない若者の増加→免許を持たない

→持っていても大型二種免許は必要ない

参考: 自動運転路線の検討（人材不足解消のため）

✓ 交通システムの構築（バスもタクシーもWin-Winとするために）

●安全安心な観光地づくり

✓ 道路整備（白線の塗り直し）

✓ 沿道の雑草の草刈り

参考: 草刈りについては、自治会、または、NPOを設立し、

草刈りだけではなく全体で環境保全していく

仕組みの一部として実施等

●ゴミ対策

✓ ゴミ処理費用への充当

(5)その他

✓ パブコメ: 過去に市民アンケートを実施。その中では反対意見はあったが、本日時点では、パブコメで反対意見は出でていない。
パブコメ終了後に、市の考えを回答する予定。

✓ 竹富町、与那国町の状況

→沖縄県の宿泊税の徴収が行われる。

→竹富町の訪問税は2025年6月に町議会で条例が可決

2 観光地経営戦略(アイディア)会議 クロスセッション概要

観光地経営戦略(アイディア)

2025年10月29日(水) 15:00-17:00
石垣市民会館中ホール

告 知

宿泊税

**税収の使途とガバナンスについて
観光地経営戦略(アイディア)会議**

石垣市は、宿泊税の使途やガバナンスについて『(仮称)石垣市宿泊税の活用に係るマスタープラン』の策定に取り組む一環として、アイディア会議を開催します。

『第2次石垣市観光基本計画』が描く将来像「持続可能でより良い社会を求めて世界中の人々がつながるまち～石垣島の未来は地球の未来～」を達成するため、石垣島の観光の強みを磨き、課題を解消して観光の質と量を高め、観光の恩恵を理解できる戦略づくりについて、下記のとおりアイディア交換の機会にしたいと考えます。是非、ご来場ください。

記

主 催：石垣市／共 催：石垣市観光交流協会・八重山ビジターズビューロー

日 時：令和7年10月29日(水)
開場14時30分 開会15時～開会17時頃

場 所：石垣市民会館 中ホール

主な対象：観光関連事業者(宿泊、体験、交通、サービス業、飲食、製造、一次産業等)・一般市民

参加方法：事前申し込みにて協力ください。▼申し込みはコチラ
※事前申し込みなくても可です。

QRコード：<https://logoform.jp/f/AU211>

プログラム

1. アイディア提言(講演) 15時～
持続可能な観光、ブランディングの重要性、観光地経営、世界の先進的事例など、税の使い方にに関するアイディアヒントについて、ご提言いただきます。

提言者：山田 雄一 氏 (45分)
公益財団法人日本交通公社 理事・観光研究部長/石垣市観光審議会委員
タイトル：「宿泊税が拓く石垣観光の未来～地域主体の観光地経営に向けて」
キーワード：沖縄の宿泊税の可能性、国内外の特徴の活用事例、沖縄観光の強みと課題に対する使途、ブランディング、中小企業支援、観光地経営とガバナンス

2. クロスセッション(会議) 16時～17時
ご来場者・提言者・石垣市観光交流協会・八重山ビジターズビューロー、行政が一緒に会場全体で宿泊税の活用実例、ガバナンス等に係るアイディア出しや意見交換を行うクロスセッション

参考：
宿泊税に関する公表資料
QRコード：<https://logoform.jp/f/AU211>



2 観光地経営戦略(アイディア)会議 クロスセッション概要

アイ
デ
イ
ア

ブランディング

産業支援

二次交通

文化育成・自然保全

受入環境整備

●星空観光の強化

- ・ 狹い: 宿泊への展開（滞在日数の延伸）による収益増
- ・ 2018 国内初「星空保護区」認定10周年の機会を活かしたプロモーション
- ・ 光害対策、空港等での訴求、星見スポットのモニュメント/導線整備

●八重山としてのブランディング:

- ・ 石垣の空港に降り立つ観光客の4割が竹富町の島々を訪問
- ・ 竹富・与那国との連携（県税の広域活用も視野）

●インターパリテーションの強化

- ・ 狹い: 双方向コミュニケーションを通じて、地元が見せたい価値と来訪者の期待を媒介
- ・ ローカルガイドの育成
- ・ ガイドコンテンツの強化

●閑散期の需要創出

- ・ 冬季の割引/ウェルカムアプリ
- ・ 冬季のスポーツ・合宿、音楽/アイドル等のイベント誘致（インフルエンサーの活用）

●地元企業の育成

- ・ 狹い: 地元発注の強化による島内企業の知財の蓄積/技術力の向上

●従事者の確保、育成

- ・ 従業員住宅の提供の制度
- ・ スキルアップの方策

●ユニバーサルツーリズム/接遇

- ・ 障がい者・高齢者対応の実地研修・接遇教育プログラム
- ・ 増加する相談への対応

2 観光地経営戦略(アイディア)会議 クロスセッション概要



●空港－ホテルの専用バス

- ・狙い:宿泊者が観光するための環境づくり、住民路線の逼迫緩和
- ・運転手の確保

●民俗芸能イベントの開催

- ・文化×閑散期: 12～1月に2週間程度、無料
- ・出演料支払いによる担い手育成と来訪動機化

●公共ビーチの維持管理支援

- ・市民無料開放に伴う維持費
(更衣室/ロッカー/シャワー) 負担の一部支援

●海難事故対策

- ・安全対策: 監視・誘導・多言語安全啓発、
ライフジャケットの提供
- ・人材の育成: 島の子供への教育
(安全な海の遊び方、身を守る方法)
- ・パブリックビーチの開設期間見直し

●ゾーニング/景観形成

- ・ブロック単位のデザイン会議の設立
- ・公共施設(学校、公民館等)によるリード

●防災・危機管理

- ・観光防災対策(多言語情報、アプリの再現性、備蓄、
スターリング等の非常通信配備)

●ごみ処理対策

- ・狙い: ごみ処理場の逼迫(最終処分場の容量/焼却能力)の緩和
- ・事業者の分別強化支援(ゴミ分別に掛かる人件費補助等)
- ・来島者によるゴミ排出抑制

2 観光地経営戦略(アイディア)会議 クロスセッション概要

宿泊税の活用にあたって

▶宿泊客重視の資源配分

- ・宿泊者が観光するための環境づくり
- ・クルーズ対応の見直し、2年先の手配サイクルを踏まえた早期対策: 寄港回数・時期のコントロール、ポートセールスの指針等

※クルーズ客と空路宿泊客の消費額の差、宿泊と夜ご飯が一番お金を使うコンテンツ、現状のタクシー/バス逼迫、団体・修学旅行への波及、宿泊業の恩恵薄

具体的な充当事業の検討にあたって

▶項目別の按分、配分の決定

- ・狙い: 観光の質の転換

ブランディング

産業支援

二次交通

文化育成・自然保全

受入環境整備

宿泊税マスタープラン案

- 1 位置づけ
- 2 使途決定プロセス
- 3 基本戦略
- 4 基盤強化
- 5 重点施策
- 6 ガバナンス
- 7 参考資料

1 位置づけ

- 「宿泊税マスタープラン」は、第2次石垣市観光基本計画（2022年策定）を上位計画とし、当該観光基本計画で掲げられた理念・目標（環境・経済・社会文化の3分野にわたる将来像）を、財源面から具体化する「使途計画」として位置付けられる。

第2次石垣市観光基本計画（上位計画）

将来像

持続可能でより良い社会を求めて
世界中の人々がつながるまち
(石垣島の未来は地球の未来)

基本目標

環境分野
自然と共生し
健康で快適な生活のための
良好な環境を創る
観光まちづくり

経済分野
市の発展に貢献し
市民生活が豊かになる
観光まちづくり

社会文化分野
誇りと責任ある行動の輪で創る
希望に満ちた
観光まちづくり

基本方針

- ① 温暖化対策、脱炭素へ向けた取組
- ② 都市機能と自然資源、生活環境との共存
- ③ 消費単価及び域内調達率の向上
- ④ 新型コロナ禍からの経済回復
- ⑤ 観光業界の人材不足解消や労働環境の改善
- ⑥ 観光客と地域の良質な接点づくり
- ⑦ SDGs等新たな潮流への対応
- ⑧ 市民協働による観光まちづくりの推進

宿泊税マスタープラン（使途計画）

「第2次石垣市観光基本計画」を前提とした
具体的・戦略的な宿泊税の使途計画

1 位置づけ：宿泊税制度概要

課 税 団 体	沖縄県石垣市
税 目 名	宿泊税
課 税 客 体	<ul style="list-style-type: none"> 旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業に係る施設における宿泊 国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する認定事業に係る施設における宿泊 住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設における宿泊
税 収 の 使 途	<ul style="list-style-type: none"> 石垣島を拠点とする、観光客の滞在価値向上に資する取組み 住民と観光客が石垣島の暮らしを共に守り育む取組み 石垣島の観光を支える人々の働く魅力の向上に資する取組み 税の啓発徴収および税活用にあたっての立案、実行に係る経費等
課 税 標 準	1人1泊当たりの宿泊料金（ただし、宿泊料金100,000円を上限とする。）
納 税 義 務 者	石垣市内の宿泊施設における宿泊者
税 率	<ul style="list-style-type: none"> 市税 定率1.2%（ただし、税額1,200円を上限とする。） 県税 定率0.8%（ただし、税額800円を上限とする。） 併せて定率2.0%（ただし、税額2,000円を上限とする。）
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）5.2億円
課 税 免 除 等	学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）が実施する修学旅行その他の規則で定める教育活動に参加しているもの又はこれらの者を引率する者
徴 税 費 用 見 込 額	（平年度）約3,000万円
課 税 を 行 う 期 間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直し規定あり

2 使途決定プロセス

- 宿泊税マスタープラン記載の事業*は、以下の運用を通じて具体的な使途を決定し、事業の実行と検証につなげていく。

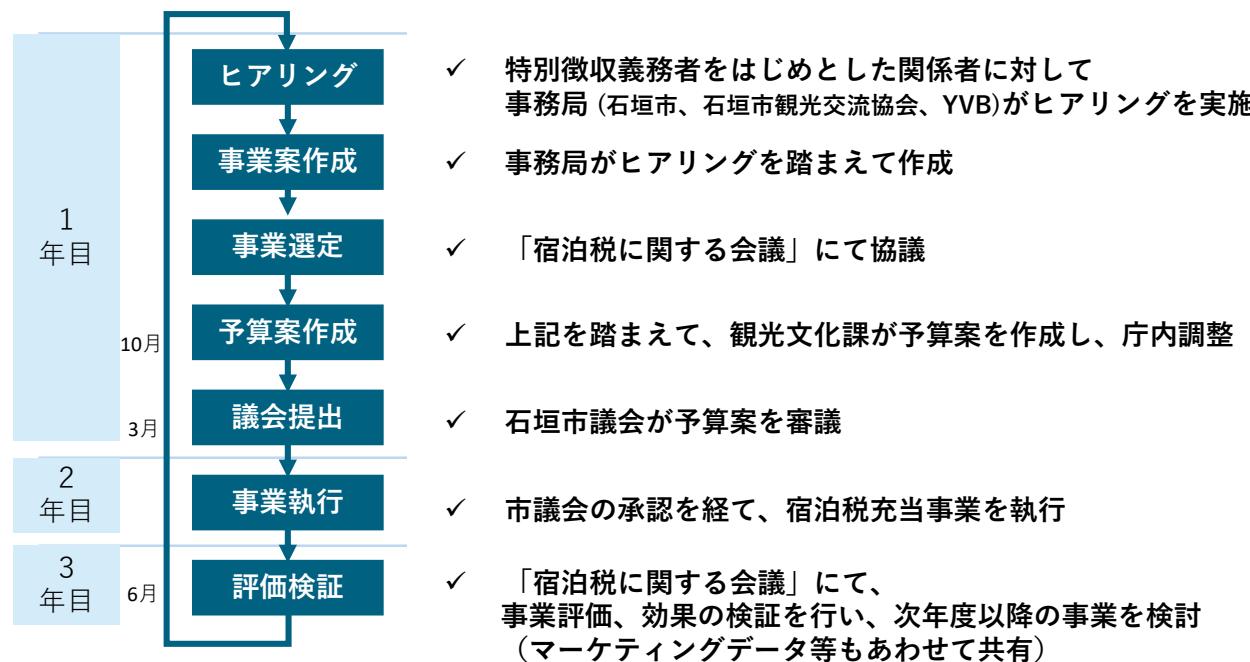
*宿泊税収の使途を前提としつつ、事業の性質に応じては一般財源や国・県の補助金等も効果的に活用していく。

第2次石垣市観光基本計画（上位計画）

宿泊税マスタープラン（使途計画）



宿泊税マスタープラン記載の方針を尊重しつつ、具体的な使途を決定



3 基本戦略

■ 配分ルール：

宿泊税収を最大限に活用するためには、活用にあたっての基盤の整備が重要であるところ、基盤の整備は疎かになりがちなため、原則として税収20%を充当する。

■ 重点施策：

残りの税収80%については、集中的に資源配分する重点施策を選定し、事業の優先順位を定める。

I. 基盤強化（固定枠）：20%

観光地経営人材

～宿泊税収を最大限活用できる
プロ観光地経営人材の確保

データ収集・分析

～データに基づく施策を実施するため
の基礎インフラの整備

コミュニティ対応

～持続的な観光地経営のための
基礎対応

II. 重点施策（任意枠）：80%

第2次石垣市観光基本計画（上位計画）

将来像

持続可能な社会でより良い社会を求めて
石垣島の未来は地球の未来！

基本目標

環境分野
自然と共生し
健康で快適な生活のための
良好な環境を創る
観光まちづくり

経済分野
市の発展に貢献し
市民生活が豊かになる
観光まちづくり

社会文化分野
誇りと責任ある行動の輪で創る
希望に満ちた
観光まちづくり

基本方針

- ① 暖暖化対策、脱炭素へ向けた取組
- ② 都市機能と自然資源、生活環境との共存
- ③ 消費単価及び域内調達率の向上
- ④ 新型コロナ禍からの経済回復
- ⑤ 観光業界の人材不足解消や労働環境の改善
- ⑥ 観光客と地域の良質な接点づくり
- ⑦ SDGs等新たな潮流への対応
- ⑧ 市民協働による観光まちづくりの推進

観光客
使途1
石垣島を拠点とする、
観光客の滞在価値
向上に資する取組み

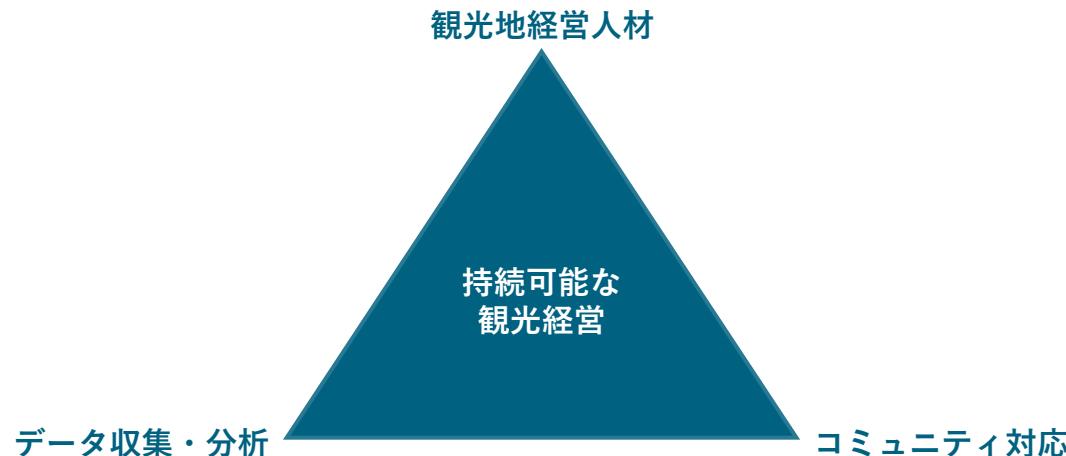
観光客・住民等
使途2
住民と観光客が
石垣島の暮らしを
(ライフスタイル)
共に守り育む取組み

住民・従事者等
使途3
石垣島の観光を
支える人々の
働く魅力の向上に
資する取組み

税の啓発微収および税の活用にあたっての立案、実行に係る経費等

4 基盤強化

- 宿泊税収の活用にあたって、原則としてその20%程度を、①観光地経営人材、②データ収集・分析、③コミュニティ対応といった基盤強化に充当する。
 - ✓ 国や県の補助金は短期的かつ個別の事業を対象とすることが多いのに対し、観光地経営人材の確保やデータの整備、住民との対話体制の構築は、長期的で汎用性の高い取組であるため、補助金の対象外となりがちである。
 - ✓ 観光地経営において、こうした基盤の安定性こそが施策の成否を左右する。たとえば、質の高い人材がいなければ、整備されたデータを的確に扱い施策に結びつけることはできない。さらに、住民との合意形成の基盤が欠けていれば、施策は実行段階で摩擦を生み停滞する。



4 基盤強化：観光地経営人材

- 観光地経営には、戦略立案から実務実行までを担える専門人材が不可欠である。特に、観光政策・マーケティング・地域調整などに精通した人材は希少であり、DMO間での獲得競争が激化している。
- そのため、他地域と同水準以上の給与体系を整備し、安定的に確保・定着させることが必要となる。宿泊税という安定財源を活用することで、これらの人材を長期的に支えることが可能となる。

求められる知識・技能

1 観光地経営戦略

地域の特性、課題等を踏まえた、プランディング戦略を含む観光地経営戦略策定についての知識・技能。

2 現代の観光地経営の動向

グローバルな視点も含め、地域を取り巻く状況を客観視し、今後の観光地経営をどのように舵取りしていくべきかを見定めるのに必要な知識・技能。

3 観光地経営組織マネジメント

リーダーシップやファシリテーション技法とともに、目標を設定し、関係者を巻き込みながら課題解決に当たり、着実に成果を出していく手法についての知識・技能。

4 観光地マーケティング

データ・統計分析に基づき、地域の観光コンテンツ開発、プロモーション等を効果的に行うマーケティング手法についての知識・技能。

5 地域観光のイノベーションと観光DX

観光地における価値創出、消費者の嗜好変化への対応等のためのデザイン思考及び観光DXについての知識・技能

6 観光地経営組織マネジメント

観光地における価値創出等の実現に向けた上記1~5の知識・技能を踏まえた総合実践力

出典：観光庁「観光地経営人材について」

https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/jizoku_kankochi/kankojinzai/ninaitekakuhō/program/management/

(参考) 宿泊税の充当と観光団体の役割分担

■ 役割分担から考える観光団体の財源イメージ

項目	観光交流協会 (地域DMO)	YVB (広域DMO) (地域DMO)
対象エリア	石垣市	石垣市・竹富町・与那国町
主要機能	観光地経営 データ収集・分析 地域資源の活用	国際プロモーション 広域周遊促進 航路整備・交通連携
主な財源	市税 会員会費	県税 3市町負担金 (3市町間の合意形成が必要)



上記整理のメリット

- ・自治体の課税範囲と使途の整合性が高まり、納税者や住民への説明責任を果たしやすい。
- ・市と県の財源配分の明確化による役割の重複回避と効率的な観光施策の実現。
- ・3市町 (石垣市・竹富町・与那国町) の合意形成を待たずに市単位での施策推進が可能。

■ 段階的な統合アプローチも並行して検討



基盤整備

観光交流協会の人材強化
地域DMO登録要件の充足



連携深化

特定事業ベースでの協働事業拡大
YVBと観光交流協会の役割明確化



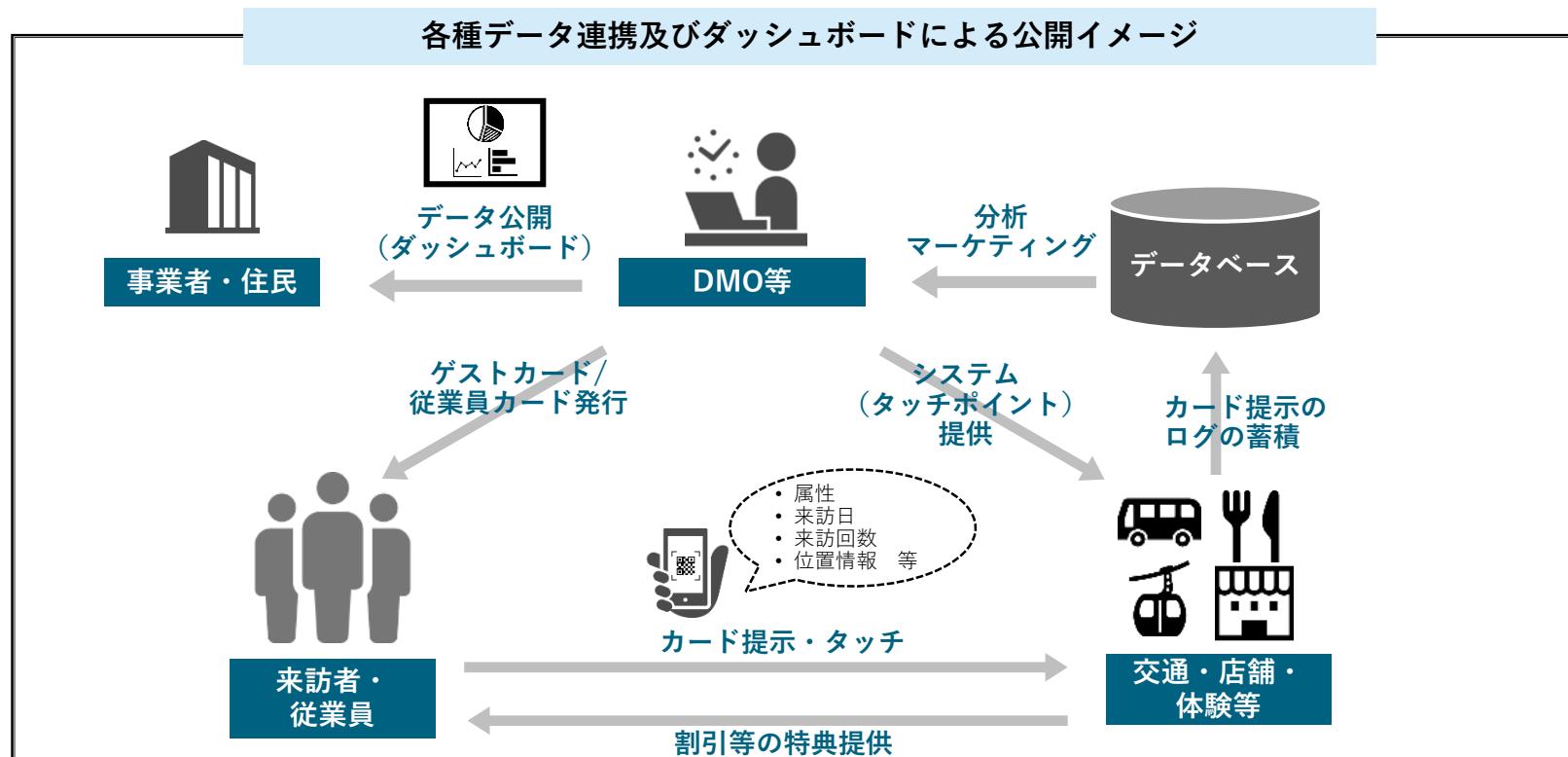
統合検討

二重組織解消へ向けた統合議論
3市町共同での次期観光戦略等の策定

4 基盤強化：データの収集・分析

- 観光地経営においては、観光客や従業員といった「現場の利用者」の行動データが極めて重要である。宿泊や消費、移動、体験などの実績を継続的に収集・分析することで、施策の根拠を確かなものとし、地域の課題解決や事業者支援に直結させることができる。
- そのため、日常的にデータが自然に蓄積される仕組みをあらかじめ構築*しておく必要がある。

*調査・分析やダッシュボードの維持管理等の経常的な費用は宿泊税を充当しつつ、初期開発段階の経費については国や県の補助金や一般財源等の活用も検討する。



4 基盤強化：コミュニティ対応

- 観光振興は地域住民の理解と合意なくして進められない。特に、観光によって顕在化しやすい「騒音」「交通渋滞」「ゴミ問題」などの生活環境課題に対応することが重要となる。
- これらの課題を軽視すれば、住民の不満や反発を招き、観光政策自体が持続困難になる可能性が生じる。

イタリア・フィレンツェにおける「EnjoyRespect」キャンペーン



- **ゴミ箱を使用してください。** 小さなゴミ箱(同様に小さな廃棄物用)は街のあちこちにあります。
- 公衆トイレをご利用ください。バーやレストランには、もちろん客のための施設があります。
- 芸術的なインスピレーションを得たら、スケッチブックに留め、フィレンツェの壁や芸術作品に落書きを残さないでください。これは重大な犯罪です。
- 噴水に足を踏み入れたり、彫像に登ったり、橋の端に座ったり、アルノ川で泳いだりするなどの危険な行動は避けてください。自分自身やアートを傷つけるリスクがあり、防犯カメラで見てています。
- 最後に、歩道や店先に座ったまま食事をしないでください。ピクニック用のベンチや公園を見つけてください。

5 重点施策

- 宿泊税導入後の5年間は、①石垣市の課題解決に直結し重要性・緊急性が高い事業、②将来の施策につながる基礎的事業を優先的に進める。その具体的な内容・タイムラインについては、次のスライド以降で各カテゴリーに整理して示す。

ブランディング

(イメージ)

- ・ 石垣市全体のブランド価値を高める取り組み。
- ・ 閑散期でも観光需要を確保するため、地域資源を活かした魅力発信やマーケティングを実施。

産業支援

(イメージ)

- ・ 観光産業を支える人材や事業者を支援。
- ・ 特に人手不足が深刻な業種に対し、従業員確保・研修・教育を支援。

二次交通

(イメージ)

- ・ 空港と市街地・観光地を結ぶ交通手段の整備。
- ・ 観光客の移動利便性を高めることで、滞在満足度と消費拡大につなげる。

文化育成・自然保全

(イメージ)

- ・ 地域文化の継承・発信と、豊かな自然環境の保護を両立。
- ・ 観光資源の持続可能性を確保し、地域住民も誇りを持てる観光地経営を目指す。

受入環境整備

(イメージ)

- ・ 観光客を迎える環境の維持・改善。
- ・ 景観や清潔さの確保はリピーター獲得の基盤となる。

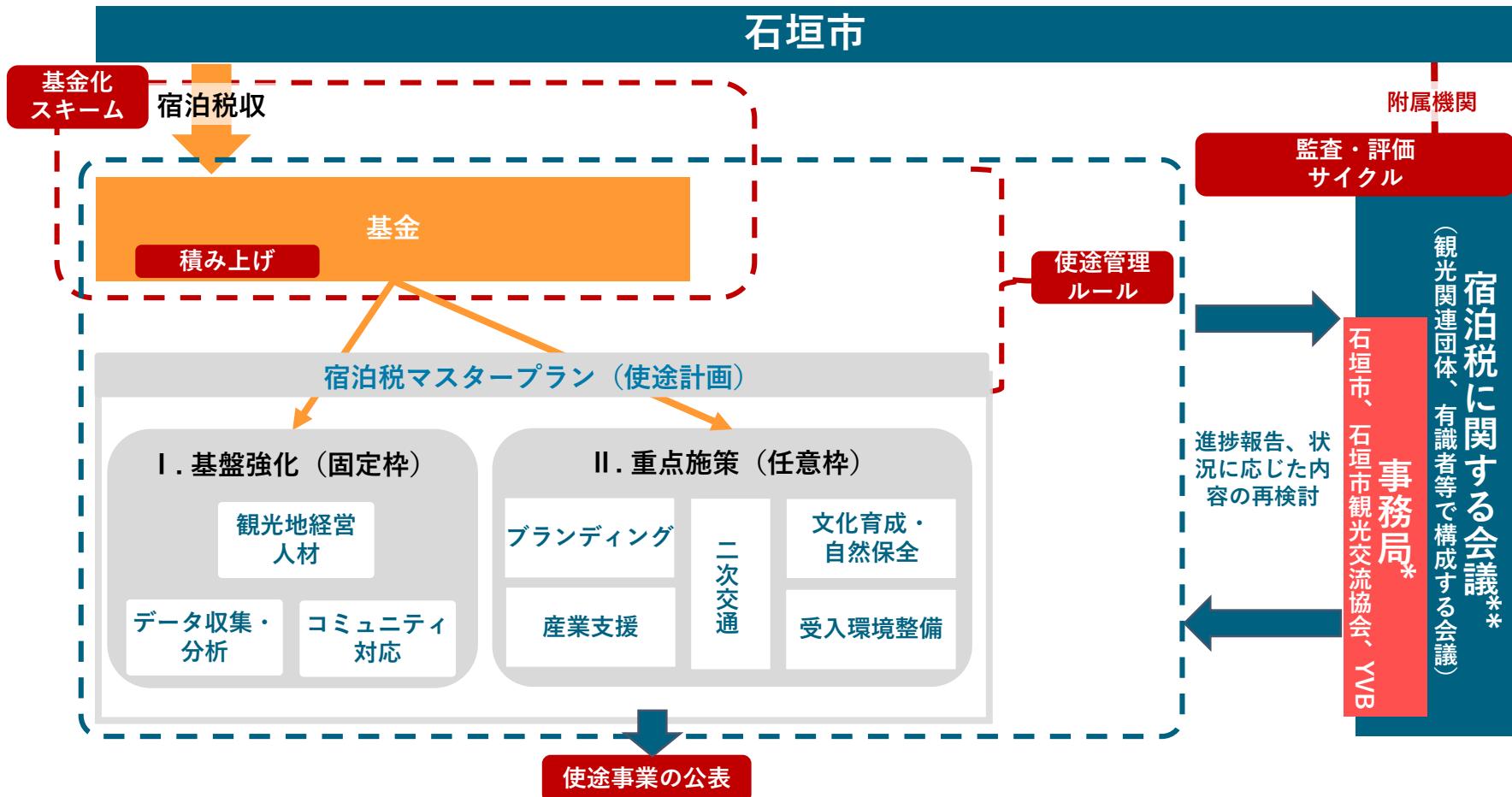
5 重点施策

区分ごとに、重点施策とそれ以外の施策例を掲載予定です。

別紙（資料3）を参照

6 ガバナンス

- 使途の明確化および事業効果の最大化のため、宿泊税に基づく財源の受け皿となる基金を創設し、当該基金は宿泊税マスターplanに記載された方針に従って充当するものとし、同マスターplanの進捗管理は「（仮称）宿泊税に関する会議」が行うものとする。

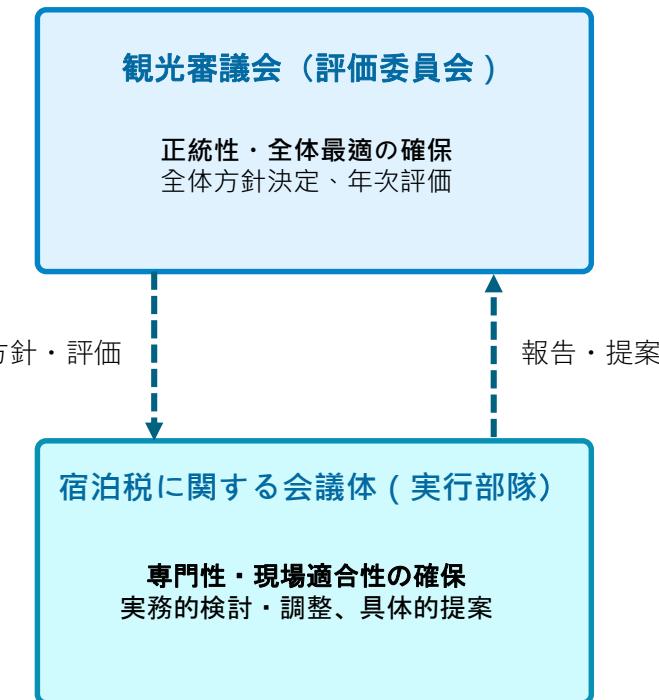


*見直しのある3年目を一区切りとし、最初の3年間は石垣市が事務局の中心を担い、その間に事務局機能の石垣市観光交流協会やYVBへの移譲等を検討する。

**「宿泊税に関する会議」は当初は観光審議会と別立てで設置しつつ、場合によっては観光審議会との統合も検討する。

(参考) 審議会と宿泊税に関する会議体の役割分担

- 「観光審議会（評価委員会）」と「宿泊税に関する会議体（実行部隊）」による二層制を採用し、効率的かつ透明性の高い運営を実現。



7 参考資料：観光の現状と課題

- ✓ 石垣市の入域観光客数は回復基調にあるが、依然として繁閑差がある。
- ✓ 市場の変化、旅行者の経験の深化・高度化、競争環境の変化を意識した継続的な取組が必要である。

観光の現状

観光旅行市場

【国内旅行市場】

- ・長期的には縮小傾向
- ・旅行市場のシェアの7割は、年3回以上旅行する経験者
- ・経験は世代を経るごとに深化・高度化



常に上がり続けるベースライン
新しいチャレンジを
続けないと陳腐化

【国際旅行市場】

- ・今後も拡大の見込み

幅広い産業に関連する
観光産業の持続、強化には、
インバウンド需要の
取り込みを

石垣市の入域観光客

【入域観光客数、宿泊者数】

- ・入域観光客数*は、118万人[2023年]
- ・入域観光客数**に占める宿泊数の割合は89%[2019年]

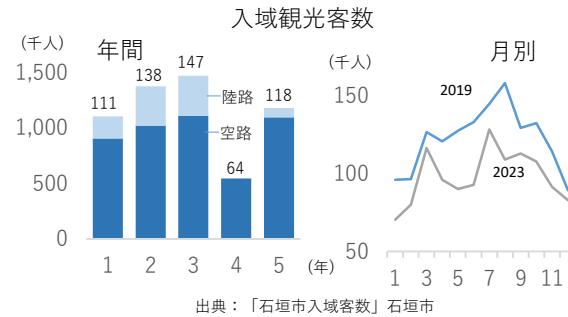
*実数 **日帰り客+宿泊客数

【月別観光客数】

- ・月別観光客数の繁閑差は、6-7万人

【八重山訪問者の石垣島来島、宿泊】

- ・95%が石垣島を訪問
- ・92%が滞在中に石垣島で宿泊



社会経済環境

- ・価値観（例：環境に対する意識等）
- ・為替、物価、災禍等

競合地域

【沖縄県内】

- ・県全体の観光客数に占める主要3島のシェアは石垣島が上位
- ・近年は石垣島のシェアは横ばい、宮古島はシェアを伸ばし、その差は縮小

県内主要3島シェアと県全体の観光客数の推移



【世界のリゾート】

- ・インバウンド需要獲得において、ハワイ、東南アジアのリゾート（プーケット、バリ島など）は競合

滞在目的となり得る
ライフスタイルのある
地域であること

地域資源・施設だけでなく、
サービスやインフラも含めた
総合的な魅力の向上が重要

7 参考資料：観光の現状と課題

- ✓ 観光客の来訪は、地域経済、雇用、地場産業を促進する一方で、暮らしへの好ましくない影響もあり。
- ✓ 観光客が石垣島の環境や暮らしそのものに憧れるデスティネーションとなるためには、従事者を含む市民の生活、所得水準を上げていく産業へと、観光産業を成長、高度化させる必要がある。

観光の現状

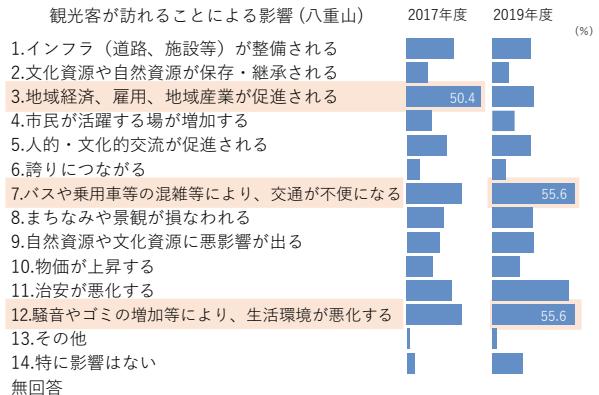
地域の状況

【観光客が訪れるによる影響】

- 八重山では、2017年は「地域経済、雇用、地場産業が促進される」、2019年は「バスや乗用車等の混雑等により、交通が不便になる」「騒音やゴミの増加等により、生活環境が悪化する」が一位。

【問題や懸念材料】

- 石垣市が観光地として直面している、今後直面しそうな問題や懸念材料の上位5つは、右グラフ参照。



出典：「沖縄観光に関する県民意識の調査結果」沖縄県文化観光スポーツ部

観光地として直面している、今後直面しそうな問題や懸念材料 (n=860)



出典：「石垣市の観光に対する市民アンケート調査(2023年度)」石垣市

観光の方向性

- 石垣島ならではのよさ、今ある価値を守った上で、中長期的な方向性を描く。
- 石垣島の環境や暮らしに憧れる、移住したくなるような環境づくり。
- お客様の余暇に従事するため、自分たちの生活水準を上げていく必要あり（所得水準の向上）。
- 観光は観光事業者だけで成り立たない。地元から信頼される観光へ。

産業政策と絡めた、フェーズをあげた戦略の作成

観光の課題

環境分野

自然と共生し健康で快適な生活のための良好な環境を創る観光まちづくり

→自然、歴史文化の保全継承と適切な利用／移動手段の確保など

経済分野

市の発展に貢献し市民生活が豊かになる観光まちづくり

→観光施設の整備、維持管理／適切なコントロール／閑散期対策／観光インフラの整備(データ等)／各種人材の確保・育成など

社会文化分野

誇りと責任ある行動の輪で創る希望に満ちた観光まちづくり

→観光客の迷惑行為、ゴミのポイ捨て対策／住民と観光の接点など

7 参考資料：観光の方向性

- ✓ 石垣市は、2007年に観光立市宣言を行い、2022年に策定した第2次石垣市観光基本計画で定めた観光の考え方のもと、将来像の実現に向けて、観光振興に取り組んでいる。



意義 交流人口・関係人口の拡大により地域経済を活性化し、持続可能なまちづくりを実現するとともに、石垣島の八重山観光の拠点としての位置付けをより明確にし、役割を今後も担っていくため、そしてSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組に沿うものとして策定。

考え方

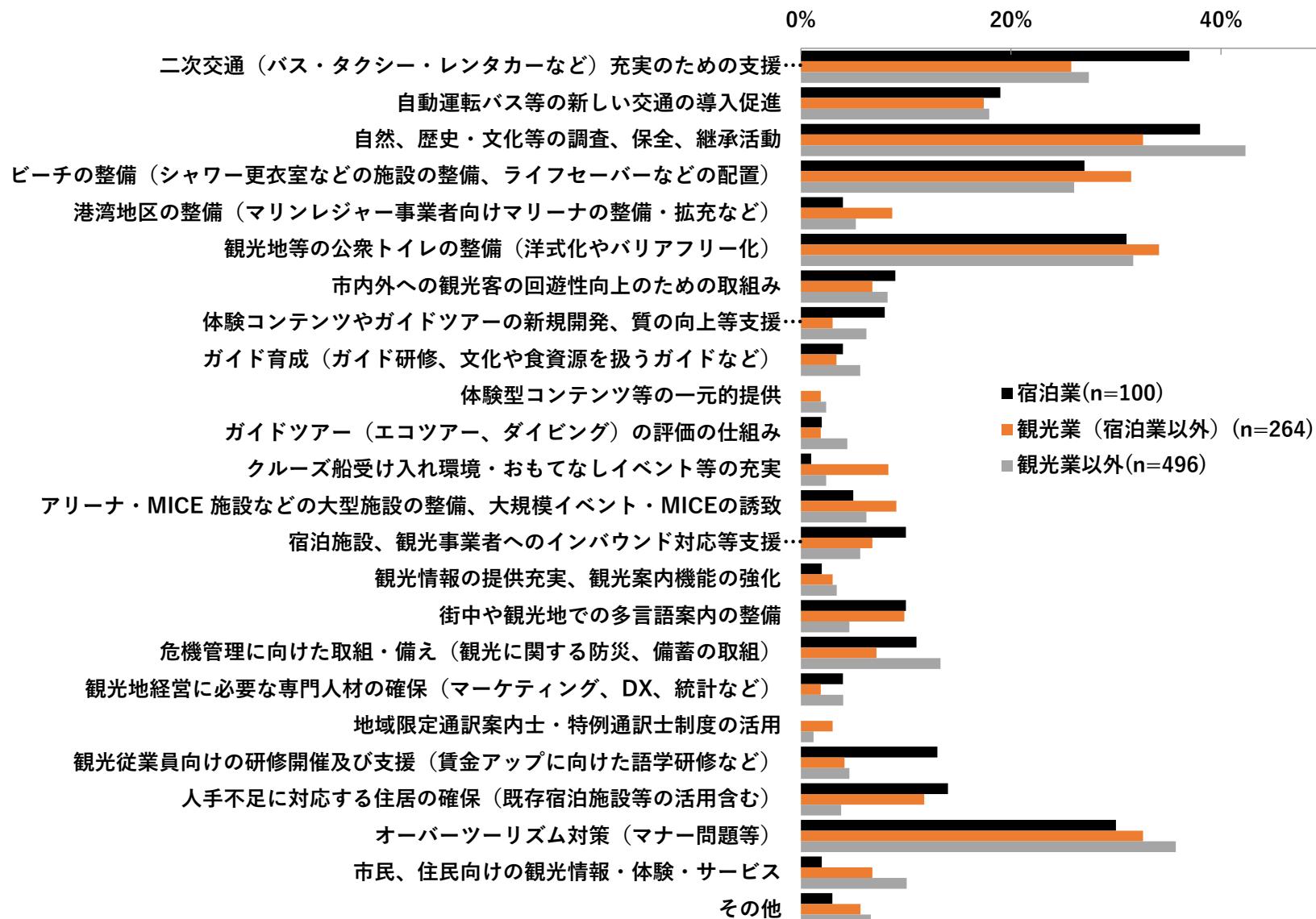
- ・地域が主体となって、自然、文化、歴史、産業、人材など地域のあらゆる資源を活かし、交流を振興した活力あるまちづくりを最終目的に、達成手段として、人を呼び込む
- ・世界が認める優れた自然・文化的価値を有する場
- ・人種や国籍などに拘らないあらゆる人が交流する平和と自由を体現

将来像 **持続可能でより良い社会を求めて世界中の人々がつながるまち**
～石垣の未来は地球の未来～

観光戦略の領域

基本目標	環境分野	経済分野	社会文化分野
	自然と共生し健康で快適な生活のための良好な環境を創る観光まちづくり	市の発展に貢献し市民生活が豊かになる観光まちづくり	誇りと責任ある行動の輪で創る希望に満ちた観光まちづくり
基本方針	①温暖化対策、脱炭素へ向けた取組 ②都市機能と自然資源、生活環境との共存	③消費単価及び域内調達率の向上 ④新型コロナ禍からの経済回復 ⑤観光業界の人材不足解消や労働環境の改善	⑥観光客と地域の良質な接点づくり ⑦SDGs等新たな潮流への対応 ⑧市民協働による観光まちづくりの推進

宿泊税を充当して実施していくべきと思うもの



Q25 以下の取組のうち、宿泊税を充当して実施していくべきと思うものを3つまでお答えください。[MA, 3つまで]

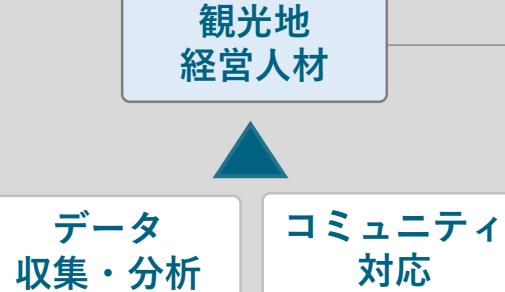
宿泊税の使途事業案（一覧）

I. 基盤強化 p.2-4

II. 重点施策 p.5-11

I. 基盤強化

I. 基盤強化



II. 重点施策

プラン
ディング

産業支援

二次交通

文化育成・
自然保全

受入環境整備



観光の「司令塔」を地域から育てる

観光地経営の専門家を確保

石垣市観光交流協会等のスタッフの人事費を
宿泊税で安定支援

→ 「地元の声が届く観光地経営」へ

●専門人材の安定的な確保

- 中核となる人材、専門的能力を有する人材の人事費

●宿泊税充当事業の企画、立案

どうやったら石垣の観光が良くなるか。石垣で何が起きて
いて、どんなプレイヤーがいるのかを把握した上で、石垣
ではこうやったほうがいいと、立案して実行していくよう
な、中に入って専従で考える人を育てること

I. 基盤強化

I. 基盤強化

観光地
経営人材

データ
収集・分析

コミュニティ
対応



II. 重点施策

プラン
ディング

産業支援

二次交通

文化育成・
自然保全

受入環境整備



「観光って、結局どうなの？」 をデータで見える化

住民満足度や観光客数・動向、
地元企業の経営状況などを定期調査
調査結果をダッシュボードで公開し、市民と共有

→市民・事業者等が同じ前提で話し合える環境を整備



訪問者カードでリアルな 来訪データを集める

宿泊や体験時にQRコードで簡単登録
観光動向をリアルタイムで把握・分析
島内の多様な事業者が参加して正確なデータを収集

→リアルなデータに基づく地域の観光政策づくり

●石垣観光に関する調査

- 対象: 住民、観光客、観光従事者、観光経営、観光経済

●データ基盤の維持管理

I. 基盤強化

I. 基盤強化

観光地
経営人材

データ
収集・分析

コミュニティ
対応

II. 重点施策

プラン
ディング

産業支援

二次交通

文化育成・
自然保全

受入環境整備



「地元割」で観光をもっと身近に！

閑散期には市民向け割引や体験プログラムを展開
地元住民が観光をお得に楽しめる仕組みを導入

→ 「観光＝外向き」から「観光＝みんなの暮らし」へ



観光マナーの啓発

海岸のルール、自然保護の心得、写真撮影のマナーなど
観光客と市民が一緒に学び考えるキャンペーン
地域住民との協働による効果的なマナー啓発活動

→気持ちよく過ごせる環境づくりを



観光と暮らしをつなぐポータルサイト

暮らしの情報、地域イベント、体験プログラムを一元化
市民と観光客双方が使えるウェブサイト

→街の楽しさをみんなでシェア

●観光に対する理解促進（住民・観光従事者向け）

- ・観光カリキュラムづくり
- ・例: 観光政策の見える化冊子「みんなでつくる京都観光」

●住民の体験促進・住民割

- ・例: 米ハワイ州「Kamaaina discount」、鹿児島「Kutchan ID+」
- ・例: 飲食 レストラン・ウィーク
体験 マリンアクティビティなど（米国ブレッケンリッジ）
宿泊

例:暮らしと観光をつなぐポータルサイト「LINK! LINK! LINK!」（京都）

●マナー・ルールの啓発（住民・観光客向け）

- ・ツーリストシップ石垣島4ヶ条、海岸利用ルール等

II. 重点施策

I. 基盤強化

観光地
経営人材

データ
収集・分析

コミュニティ
対応



II. 重点施策

プラン
ディング

産業支援

二次交通

文化育成・
自然保全

受入環境整備



食×観光

地産地消の宿泊プランや地元食材を使ったグルメ
キャンペーン

石垣ならではの食の魅力を発信

→ 「作る人」と「もてなす人」が共に栄える仕組み

●地域ならではの食の提供

(地産地消、一次産業との連携強化、6次産業化)

- ・ ホテルでの地元産使用の仕組みづくり（時期の旬）
- ・ 広報活動（グルメアワードの開催、漁業、農業と連携した
 ウィーク）（お肉クーポン券、お刺身クーポン券など）
- ・ 地元食材、ストックの確保（台風後など）
- ・ 一次産業が観光に携わることができる環境の整備
(例: パイン畑やさとうきび畑に入って
 写真を撮るなどの環境整備)

●滞在延伸、リピーター促進

- ・ 1週間滞在を基本とした新しい観光プランの造成
- ・ ゲストカード
- ・ リピーター向けのポイ活の仕組み

●八重山としてのプランディング

- ・ 竹富・与那国との連携
(石垣の空港に降り立つ観光客の4割が竹富町の島々を訪問)
(県税の広域活用も視野)

II. 重点施策

I. 基盤強化

観光地
経営人材

データ
収集・分析

コミュニティ
対応



II. 重点施策

プラン
ディング

産業支援

二次交通

文化育成・
自然保全

受入環境整備

●星空観光の強化

- 2018 国内初「星空保護区」認定10周年の機会を活かしたプロモーション
- 光害対策、空港等での訴求、星見スポットのモニュメント/導線整備

●インターパリテーションの強化

- ローカルガイドの育成（地域の案内人、市内案内人）
(双方向コミュニケーションを通じて、地元が見せたい価値と来訪者の期待を媒介)
- ガイドコンテンツの強化

●閑散期の需要創出（魅力づくり、誘客促進）

- 2週間のイベントウィークの創出
(文化×閑散期: 12~1月に2週間程度、無料)
- 文化を学びながらビジネス商談会の開催（家族も同行）
- 石垣島の季節を伝えるツアー
(例: サガリバナの沈花ツアー)
- 冬季の割引/ウエルカムアプリ
- 冬季のスポーツ・合宿、音楽/アイドル等のイベント誘致
(インフルエンサーの活用)

●新たなエリア、テーマの発信

- 北部の発信
(マップの作成・印刷物の配置・サイン設置など)
- 在住アーティストとの協働
- 世界遺産

●ダッシュボードの開発

- 需要予測、宿泊税収との紐づけ

●認証の取得（JSTS-D等）

II. 重点施策

I. 基盤強化

観光地
経営人材

データ
収集・分析

コミュニティ
対応



II. 重点施策

プラン
ディング

産業支援

二次交通

文化育成・
自然保全

受入環境整備



観光人材のスキルアップ・ 学び直しを応援

ガイド、飲食、宿泊、通訳など観光に携わる人材の
リスキリング支援
人材確保策も含めた人手不足対策

→ 「観光で暮らせる」地域づくりへ

●観光人材の育成、スキルアップ

(従業員、ガイド、専門人材等)

- ・多言語人材観光産業に係る専門的知識向上
- ・観光専門学校等の運営
- ・接客業関連職の教育
- ・ガイドの育成（インターパリテーション）
- ・リスキリング等の支援

●観光事業者の支援

- ・観光施設の設備更新、維持補修（観光DXを含む）
- ・店舗商品の多言語化、飲食メニューへのイラスト挿入等
- ・環境配慮、資源循環に関する取組（プラスチックアメニティ廃止・有料化、お客様持参を前提にする、ガラスポットで提供、島のイメージを生かしたラベル表示など）
- ・人材採用・定着支援（島内人材の定着や島外日本人の活用、中長期的には地元の子どもたちが定着できる環境づくり）

●観光組織の強化

●観光従業員向けの支援

- ・家賃補助、従業員住宅（例: ウィスラーの住宅政策）

II. 重点施策

I. 基盤強化

観光地
経営人材

データ
収集・分析

コミュニティ
対応



公共交通の整備と移動ストレス解消

観光と生活のバランスを守る交通まちづくり
主要スポットを巡回するバス路線拡充
自動運転シャトルの導入検討
市民専用駐車スペースの確保

→住民も観光客も快適に過ごせる環境整備

II. 重点施策

プラン
ディング

産業支援

二次交通

文化育成・
自然保全

受入環境整備

●地域内公共交通の充実

- ・島内巡回バスの運行
- ・自動運転路線の設置
- ・交通人材の確保、ドライバー不足対策
(賃金以外も視野に入れた対策)

●自転車活用推進事業

●交通システムの構築

- ・クルーズ船客で宿泊者や
住民が身動き取れないとならないために

●市民向け駐車場・枠整備

- ・観光客の駐車で住民利用できない状況を回避
- ・バスもタクシーもWin-Winとするために

II. 重点施策

I. 基盤強化

観光地
経営人材

データ
収集・分析

コミュニティ
対応

プラン
ディング

産業支援

二次交通

文化育成・
自然保全

受入環境整備



文化と自然を未来へ残す

八重山の伝統文化や芸能、
貴重な自然資源を守り伝える活動を支援
サンゴ礁の保全対策

→持続可能な観光地づくりを推進

●八重山文化の継承

- ・伝統工芸や伝統芸能の保全、教育
(活動団体への補助、担い手の確保、
出演料支払いによる担い手の育成)
- ・八重山諸島の歴史や文化(方言を含む)を学ぶ、
体験する施設、機会の充実

●教育の場・施設の整備、活用

- ・民俗芸能イベントの開催
(文化×閑散期: 12~1月に2週間程度、無料)
- ・石垣市立八重山博物館(新館)や史跡等の活用
- ・多言語対応(解説板・音声ガイド)

●自然環境、体験フィールドの保全

- ・野生動植物等の保全(サンゴ礁の保全、カンムリワシ保護)
- ・ビーチクリーン(ゴミ袋等提供)・海洋ゴミ・海底ゴミ対策
- ・環境保全につながる正しい海の知識の普及・啓発(観光客、
ガイド、島民、子どもへの教育)

●ゾーニング/景観形成

- ・守るエリアと振興エリア
- ・景観条例、デザイン会議の設置等
- ・公共施設(学校、公民館等)によるリード

II. 重点施策

I. 基盤強化

観光地
経営人材

データ
収集・分析

コミュニティ
対応

II. 重点施策

プラン
ディング

産業支援

二次交通

文化育成・
自然保全

受入環境整備



観光レンジャー・ライフセーバーの育成

ビーチや観光スポットの安全管理体制
地域で担う「観光レンジャー」育成
救急法を身につけたライフセーバー配置
事故や災害に備えた支援基金の創設

→地域一丸で観光地の安全・安心を守る



快適な滞在環境を一步ずつ改善

公共Wi-Fiの整備拡充、トイレ・シャワー設備の充実
案内標識の多言語化対応、ユニバーサルデザイン推進

→持続的に快適性を高める環境投資

●公衆トイレの整備、維持管理

- ・利用拠点や利用拠点の間
- ・赤ちゃんや小さいお子さん利用を想定したトイレ

●新規ビーチの整備・維持管理

- ・新規ビーチ、トイレやシャワーの整備
- ・パブリックビーチの開設期間見直し
- ・市民無料開放に伴う維持費負担の一部支援

●ビーチや観光スポットの安全管理

- ・石垣島観光レンジャーの育成
- ・海難事故対策（監視・誘導・多言語での安全啓発（警報発令時の封鎖体制、注意喚起の旗やスピーカー設置）、監視員・ライフセーバーの増員、）、ライフジャケットの提供）
- ・人材の育成、島の子供への教育
(安全な海の遊び方、身を守る方法)

II. 重点施策

I. 基盤強化

観光地
経営人材

データ
収集・分析

コミュニティ
対応



II. 重点施策

プラン
ディング

産業支援

二次交通

文化育成・
自然保全

受入環境整備

●観光総合案内所設置・運営

●島内Wi-Fi整備拡充

●防災・危機管理（地震、台風、コロナなど災害時対応）

- ・観光防災対策（多言語情報、アプリの再現性、備蓄、スターリンク等の非常通信配備）
- ・支援基金の創設
- ・備蓄や確保、一時避難の受け入れ対応

●道路・歩道の整備、維持管理

- ・平久保半島エコロードの整備、維持管理
- ・自転車専用道路の整備

●標識等の整備、維持管理

- ・多言語化

●駐車場の整備拡充

- ・平久保灯台、川平、市街地、離島ターミナル、空港等

●離島ターミナル周辺の面的整備

●下水処理施設の整備（悪臭対策）

●ユニバーサルデザイン、ユニバーサルツーリズム

- ・障がい者・高齢者対応の実地研修・接遇教育プログラム
- ・増加する相談への対応

●石垣空港高付加価値化

●ゴミ処理、ゴミの不法投棄対策

- ・ゴミ処理費用への充当
- ・ゴミの不法投棄対策、ごみ分別ボックスの設置
- ・事業者の分別強化支援
(回収、分別に掛かる人件費補助、継続体制整備等)
- ・来島者によるゴミ（観光ごみ）排出抑制
- ・食品残渣の活用（土に還すための土購入費支援）
- ・ツアーバス（焼却炉を見に来て楽しむ）

議案第〇号

石垣市宿泊税基金条例（案）

（設置）

第1条 八重山諸島の玄関口である石垣島の優れた自然・文化的価値を高めるとともに、石垣市民と観光客が共に生きる、持続可能でより良い地域社会形成に向けた観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定により、石垣市宿泊税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、石垣市宿泊税条例（令和7年石垣市条例第31号）第1条の規定により課する宿泊税の全額に相当する額とし、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする

（石垣市観光地経営戦略会議の設置）

第5条 基金の透明性の確保及び運用の適正化を図るため、石垣市観光地経営戦略会議（以下「戦略会議」という。）を置く。

2 戦略会議は、原則として公開する。ただし、審議内容が非公開事項に該当する場合には、委員長はその部分を非公開とすることができる。

3 戦略会議の議事概要は、遅滞なく石垣市のホームページにおいて公開する。ただし、前項により非公開とした内容は除く。

4 その他戦略会議の組織、任務その他必要な事項については、規則で定める。

（処分）

第6条 市長は、第1条に定める設置の目的を達成するために実施する石垣市観光基本計画及び石垣市観光地マスターplanに記載された事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項に定める処分を行う場合は、あらかじめ戦略会議において、その内容について意見を聴き、当該意見を尊重しなければならない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和〇年〇月〇日提出

石垣市長 中山義隆

理 由

ヨーロッパにおける クルーズ船対策

アムステルダム / ロッテルダム / バルセロナ（カタルーニャ州）/ バレアレス諸島州

世界におけるクルーズ船対策の整理

❶ 需要側 (来訪の「総量」や「流れ」を制御する)

① 総量規制

◎ 目的： クルーズ旅客の絶対数を抑制

- ・ 大型船の寄港禁止
- ・ 日あたり寄港隻数の上限設定
- ・ 1日あたりの上陸人数の上限設定

② フロー分散

◎ 目的： 混雑のピークをずらし、到着を平準化

- ・ 到着・出発時刻スロット制
- ・ 最低滞在時間設定（短時間寄港の抑制）
- ・ 週内・季節間配分の最適化

❷ 供給側 (受け入れ体制そのものを変える)

③ 受け入れ後の影響緩和

◎ 目的： 寄港後の人流・交通・環境負荷を管理

- ・ 予約制入域（各スポットの時間枠制限）
- ・ 市内へのシャトル運行

❸ 財政的手段 (受け入れ後の影響緩和施策の財源確保 + 外部性内部化)

④ クルーズ船対策に関する施策の財源確保

◎ 目的： 負荷に応じて費用を負担させ、対策の財源に

- ・ クルーズ客に対する観光税等

(参考) クルーズ船観光税の比較

- ✓ いずれの都市・地域もクルーズ船の乗客を課税対象とし、運航事業者が乗客から税を徴収・納付する仕組みを採用している。
- ✓ ロッテルダムを除く都市では、滞在日数またはその一部を基準とし、短時間の寄港でも課税対象となる。一方ロッテルダムでは、「21時～翌6時に4時間以上停泊で1泊」とみなし、泊数を課税基準としている。

	アムステルダム (オランダ)	ロッテルダム (オランダ)	バルセロナ (スペイン)	バレアレス諸島州 (スペイン)
課税客体	クルーズ船の乗客 (クルーズ始発・終着客除く)	クルーズ船の乗客 (夜間停泊客のみ)	クルーズ船の乗客 (クルーズ始発・終着客除く)	クルーズ船の乗客 (クルーズ始発・終着客除く)
課税標準	日数またはその一部	泊数 (21時～翌6時に4時間以上停泊で1泊)	日数またはその一部 (上限7泊まで)	日数またはその一部
税率	1人1日あたり €14.50	1人1泊あたり €5.90	1人1日あたり • 12時間以下： 州€6 + 市€4=€10 • 12時間超： 州€4 + 市€4=€8	• 1人1日あたり €2 • オフシーズン（11月～4月）： 75%減額 • 9泊目以降： 50%減額
課税免除	3歳未満	4歳未満	• 16歳未満 • EU社会プログラム補助の旅行 • 治療・不可抗力による滞在	• 16歳未満 • EU社会プログラム補助の旅行 • 治療・不可抗力による滞在
根拠	2019年日帰り観光客税条例	2025年クルーズ船宿泊税条例	2017年3月28日法律第5号、財政、行政、金融及び公共部門に関する措置並びに大規模商業施設税、観光施設宿泊税、放射性物質税、包装糖分飲料税及び二酸化炭素排出税の創設及び規制に関する法律（州法）	2016年3月30日法律第2号、バレアレス諸島における観光滞在税および持続可能な観光促進措置に関する法律（州法）

石垣市宿泊税導入にかかるパブリックコメント結果

ご意見項目	皆様からのご意見（要約）	市の考え方等
1 宿泊税を導入する意義や考え方	観光の「量」ではなく「質」を重視するため宿泊税を導入し、オーバーツーリズムを防ぐ観点から適切に活用してほしい。特にクルーズ船による環境悪化への対策として、引き続きクルーズ船からの徴収も検討すべきである。また、市内在住者の県内移動に関しては、離島ゆえの不利が生じないよう免税措置を講じてほしい。	ご意見ありがとうございます。宿泊税は、石垣島の自然や文化を守りながら観光の質を高め、持続可能な観光を進めるための制度として整理を進めています。宿泊客は日帰り客に比べて滞在時間が長く、公共サービスやインフラへの利用負荷が大きいため、それに応じたご負担をお願いすることが必要と考えています。クルーズ船で訪れる方からの徴収については公平な負担の観点から課題を認識しており、引き続き検討してまいります。住民の方のやむを得ない宿泊に関する扱いについては、沖縄県全体での制度設計の中で整理されるべき課題と考えており、今後の議論を注視してまいります。
2 その他（宿泊税導入の是非）	宿泊客以外のフェリー観光客について課税の対象外でよいのか疑問である。公共施設（トイレ）利用におけるマナーの悪さが目立つため、対応を求める。	ご意見ありがとうございます。日帰りで訪れる方への課税については公平な負担のあり方として、今後の状況を踏まえつつ検討してまいります。公共施設の利用マナー改善については、観光客と住民の双方が快適に利用できるよう、環境整備や啓発に取り組んでまいります。
3 宿泊税を導入する意義や考え方	宿泊税に加え「石垣滞在環境税」として、空港利用者や客船来島者、レンタカー利用者にも課税を検討してよいのではないか。外国人1,000円、日本人500円程度の負担であれば理解が得られるだろう。税の使途を明確にし、環境保護や旅行者への利便提供、自転車専用道路の整備、多言語看板の設置などに充て、再訪につながる環境を整えるべきである。	ご意見ありがとうございます。宿泊税は宿泊行為を対象とする制度として整理を進めています。観光基盤整備や環境保全等への活用を通じて、いただいた趣旨を活かせるよう努めてまいります。
4 宿泊税の制度設計 宿泊税の使途事業 宿泊税の運用・ガバナンス体制 宿泊税を導入する意義や考え方	宿泊税導入に大賛成である。入湯税のない八重山では代替となる税収が必要と考える。税収は①自然保護（山やビーチ整備を含む）、②宿泊施設・従事者への支援（維持補修や従業員への還元）、③路線バスの拡充、④在住者向けフェリー割引拡充などに活用してほしい。また、八重山在住者については通院や手続きのためやむを得ず石垣に宿泊する場合もあるため、免除措置を検討してほしい。	ご意見ありがとうございます。宿泊税の使途としては、観光客の滞在価値の向上、住民と観光客が暮らしを共に守り育む取組、観光を支える人材の魅力向上等を想定しています。自然保護や公共交通、住民負担の軽減といった視点も踏まえ、今後の活用を検討してまいります。

5	宿泊税の使途事業 宿泊税の運用・ガバナンス体制 宿泊税の制度設計	宿泊業を営む立場から、コロナ後に観光客が戻る中での課題は「人手不足」「賃金水準」「文化観光コンテンツの不足」である。新規施設増加による価格競争で宿泊料を上げられず、スタッフの賃金改善も難しい。安易に外国人材に頼るのではなく、島内人材の定着や島外日本人の活用、中長期的には地元の子どもたちが定着できる環境づくりが重要である。また、1週間滞在を基本とした新しい観光プランを整備し、観光客のリピートを促すことが必要である。何よりも現住する島民の所得を上げることが第一であると考える。	ご意見ありがとうございます。 「人手不足」「賃金水準」「文化観光コンテンツの不足」は、市としても重要な課題と認識しています。宿泊税の活用により、観光を支える人材の育成や資源の魅力向上に取り組み、地域の発展につながる制度となるよう検討してまいります。
6	宿泊税の運用・ガバナンス体制	観光客増加に伴い発生するごみ処理とその費用について以前から懸念している。宿泊税はごみ処理費用の確保にも活用し、住民規模5万人の離島における環境負担の軽減につなげてほしい。	ご意見ありがとうございます。 環境負担の軽減は重要な課題であると認識しており、関係部署と連携のうえ、いただいたご意見を宿泊税の活用にあたっての参考とさせていただきます。
7	宿泊税の使途事業	島内の2次交通こそ最大の課題であり、採算を度外視しても循環バスの確立が必要と考える。神戸市のミニバスのように低運賃で高頻度運行する仕組みを参考にしてほしい。過去に東バスが市内西側で試験運行を行ったが採算面で続かなかった経緯があるものの、日常的に運行を続ければ市民の利用促進にもつながり、環境負荷軽減・渋滞緩和・事故防止にも寄与すると考える。加えて、市街地以外や北部地域でも公共交通の整備が必要であり、例えば米原海岸付近で市内行きバスが既に終了していたため遠回りを余儀なくされる観光客を見かけた。運転手不足であれば無人運行や赤字覚悟での継続なども検討し、とにかく便数を増やして公共交通の定着を図り、乗用車削減と環境配慮につなげるべきである。	ご意見ありがとうございます。 滞在中の移動環境をより快適にするため、公共交通の充実は重要と考えています。特に2次交通は地域の交通インフラとしても重要であり、今後優先的に検討してまいります。
8	宿泊税の使途事業	平久保半島在住者として、西北部地域には様々な課題がある中、観光は自然環境に負荷を与える社会活動であると感じている。そのため、宿泊税は環境負荷の軽減に活用されるべきだと考える。	ご意見ありがとうございます。 持続可能な観光地を目指すうえで、環境負荷の軽減は重要な課題であると認識しています。自然環境や文化資源の保全に資するよう、宿泊税を有効に活用してまいります。

9	宿泊税の使途事業	<p>①各ビーチに漂着ごみを分別して置けるボックスを設置し、回収や分別にかかる人件費も含め、定期的かつ継続的に取り組める体制を整えてほしい。</p> <p>②北部の魅力を広く発信するため、北部マップの作成・印刷物の配置・サイン設置などを行い、在住アーティストと協働して多様なマップを作成し露出を増やしてほしい。</p> <p>③ペットボトルの販売をやめ、地元農家のジュースやクラフトビールなどをガラスボトルで提供し、島のイメージを生かしたラベルを貼ってリサイクル可能な環境を整え、環境配慮型ビジネスモデルとして発信していく仕組みをつくってほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご提案はいずれも石垣島の滞在魅力の向上や観光地の分散化を進めるうえで意義のあるものと認識しています。地域の魅力発信や環境保全は重要な課題であり、いただいたご意見を今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
10	宿泊税の制度設計 宿泊税の使途事業	<p>慢性的な人手不足により無人化・省人化が進み、事前オンライン決済が一般化している施設や貸別荘型では人数把握も難しいため、チェックイン時に宿泊税を徴収するのは現実的でない。常駐スタッフがいない施設に課税判断・徴収・現金管理を担わせるのは、防犯・労務・制度面のいずれからも無理がある。</p> <p>宿泊事業者に徴収を担わせる前提なら、市が宿泊税に精通した人員を募集・派遣するか、宿泊税専用キオスク端末の設置支援が不可欠である。特に小規模民宿への過度な負担は地域の温かい宿を減少させかねないため回避すべきであり、導入する場合は経理体制の整った大規模施設に限定する案も検討してほしい。</p> <p>より実務的な代替として、空港での徴収（航空券購入時・搭乗手続時・オンライン購入時の付加等）を提案する。離島割引カード等の事前登録により、旅行目的ではない地元住民を課税対象から除外することも可能であり、空港のチェックイン機への機能追加も有効と考える。</p> <p>なお、すべての宿泊施設に人員補充や端末設置を行うのはコストやスペースの制約から現実的でないが、宿泊税の使途として人材確保・端末整備支援を位置づけることは求めたい。制度設計にあたっては現場の実情と負担に十分配慮し、観光基盤を損なわない実行可能な仕組みを強く求める。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>宿泊税は、長年の検討を経て「宿泊行為を課税対象とする仕組み」として整理されてきたものです。制度の運用にあたっては事業者の皆さんに過度な負担が生じないよう配慮することが重要と考えており、システム改修費については沖縄県が一定額を補助する予定です。市としても DX 推進の立場から、効率的で実効性のある仕組みとすることが重要であると認識しており、いただいたご意見は宿泊税の使途を検討する際の参考とさせていただきます。</p>

11	宿泊税を導入する意義や考え方	<p>ホテル従業員にとっては、事前決済済みの予約に対しても現地での徴収業務が加わり、無償で取り立てを任されることになる。そのうえクレーム対応も増えることが予想され、業務全体の負担がさらに増すこととなり、従業員として強い抵抗を感じる。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>宿泊税の賦課徴収については、宿泊事業者の皆さんに「特別徴収義務者」としてご協力をお願いすることとなります。その際、円滑な運営や納期内の納入確保の観点から、特別徴収義務者が行う徴収業務に対しては一定の報償金を支払う仕組みを設けています。税収の使途については、石垣島の観光を支える人々の働く魅力の向上につながる取組に活用し、地域内で循環する仕組みとすることを検討しておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。</p>
12	宿泊税の使途事業	<p>水難事故防止活動に携わる立場から、現在沖縄県内では水難事故が多発しており、死亡事故の割合では交通事故を上回っていることに強い危機感を抱いている。その中で、管理されていない自然海岸において巡回講習を行い、当日の海況や安全な遊泳方法を利用者に伝えるとともに、有事の際に迅速な救助ができるよう日々トレーニングやシミュレーションを重ねている。活動の中心は米原地区から川平・崎枝半島にかけてであり、2025年5月からは週5回以上、夏期には毎日パトロールを実施している。近年はSNSの普及により、ガイドを利用せず個人で自然海岸を訪れる観光客が増え、事故発生時の発見や対応が遅れるリスクが高まっている。中でも監視員が配置されていない米原ビーチは水難事故リスクが特に高い。また、サンゴや潮汐に関する知識を持たない観光客が多く、干潮時にはサンゴを踏み歩く行為が頻発し、貴重な海洋環境が破壊される危険性が年々高まっている。このままでは自然環境が失われ、観光資源としての魅力が損なわれ、地域経済や子どもの未来にも深刻な影響を及ぼしかねない。こうした状況を踏まえ、宿泊税の使途として①自然海岸における水難事故防止活動の強化（米原ビーチにおける警報発令時の封鎖体制、注意喚起の旗やスピーカー設置など）、②環境保全につながる正しい海の知識の普及・啓発（観光客、ガイド、島民、子どもへの教育）を提案する。これにより水難事故の未然防止と自然環境の保護を進め、石垣島の豊かな観光資源を守り、持続可能な未来につなげたい</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>水難事故防止や自然環境の保全は、本市の持続可能な観光を進めるうえで重要な課題であると認識しています。いただいたご提案は、安全対策や環境保護の観点からも意義のあるものであり、宿泊税の使途を検討する際の参考とさせていただきます。</p>

宿泊税

参考資料 2

税収の使途とガバナンスについて

観光地経営戦略（アイデア）会議

1.アイデア提言（講演） 15時～

**「宿泊税が拓く石垣観光の未来
～地域主体の観光地経営に向けて」**

提言者：山田雄一氏

公益財団法人日本交通公社 理事・観光研究部長/石垣市観光審議会委員

2.クロスセッション（会議） 16-17時

主催：石垣市 共催：石垣市観光交流協会・八重山ビザーズビューロー

1

宿泊税

石垣市の宿泊税の概要

課 税 団 体	沖縄県石垣市
税 目 名	宿泊税
課 税 客 体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業に係る施設における宿泊 ・ 国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する認定事業に係る施設における宿泊 ・ 住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設における宿泊
税 収 の 使 途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石垣島を拠点とする、観光客の滞在価値向上に資する取組み ・ 住民と観光客が石垣島の暮らしを共に守り育む取組み ・ 石垣島の観光を支える人々の働く魅力の向上に資する取組み ・ 税の啓発徴収および税活用にあたっての立案、実行に係る経費等
課 税 標 準	1人1泊当たりの宿泊料金（ただし、宿泊料金100,000円を上限とする。）
納 税 義 務 者	石垣市内の宿泊施設における宿泊者
税 率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市税 定率1.2%（ただし、税額1,200円を上限とする。） ・ 県税 定率0.8%（ただし、税額800円を上限とする。） ・ 併せて定率2.0%（ただし、税額2,000円を上限とする。）
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）5.2億円
課 税 免 除 等	学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）が実施する修学旅行その他の規則で定める教育活動に参加しているもの又はこれらの者を引率する者
徴 税 費 用 見 込 額	（平年度）約3,000万円
課 税 を 行 う 期 間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直し規定あり

2

宿泊税

石垣市の宿泊税の使途

- 1 石垣島を拠点とする、観光客の滞在価値向上に資する取組み
- 2 住民と観光客が石垣島の暮らしを共に守り育む取組み
- 3 石垣島の観光を支える人々の働く魅力の向上に資する取組み

3

宿泊税

本日のお題

①目指すべき
ビジョン

②課題

③具体的な
施策

④成果の確認

4

宿泊税

1.アイデア提言（講演） 15時～

「宿泊税が拓く石垣観光の未来 ～地域主体の観光地経営に向けて～」

提言者：山田雄一氏
公益財団法人日本交通公社 理事・観光研究部長/
石垣市観光審議会委員



宿泊税が拓く石垣観光の未来 ～地域主体の観光地経営に向けて～

公益財団法人日本交通公社
理事 山田雄一



Copyright © 2025 JTBF All Rights reserved. <6>

人類が辿つて来た道



経済と観光需要の関係

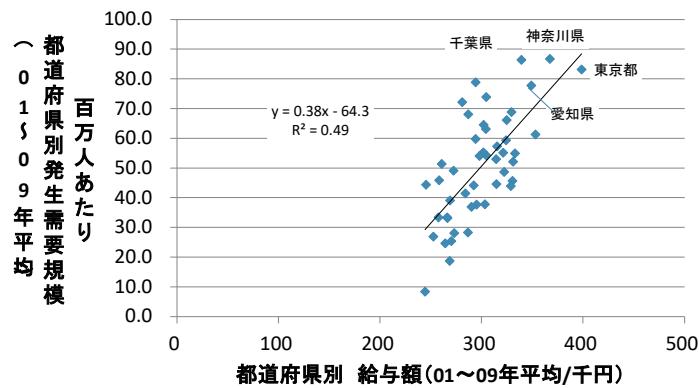
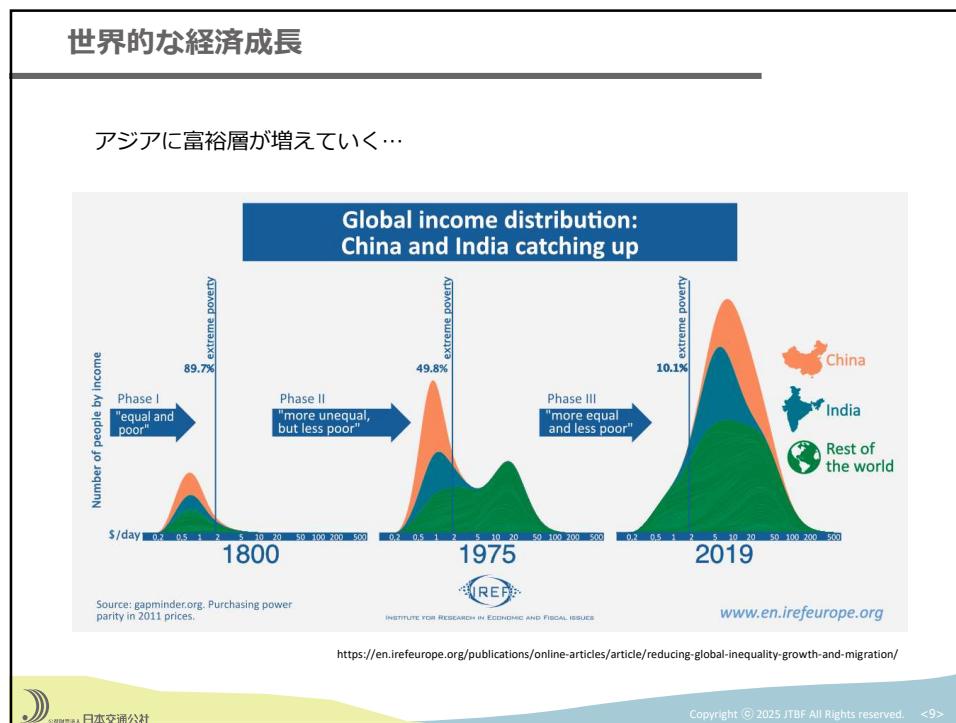
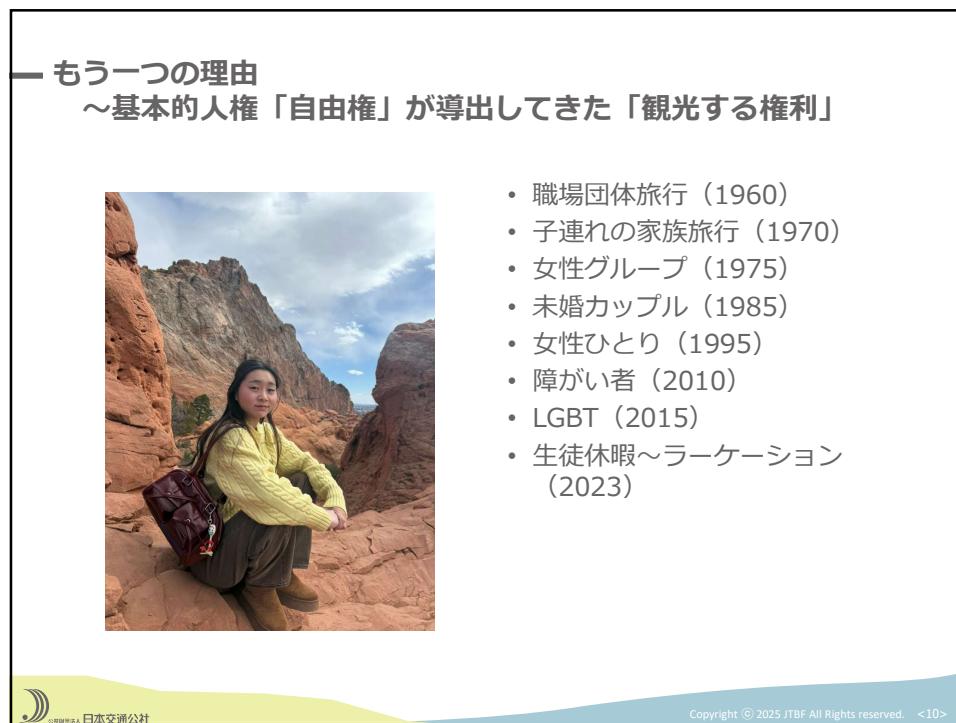


図 都道府県別給与額(月額)と百万人あたり需要発生規模の関係

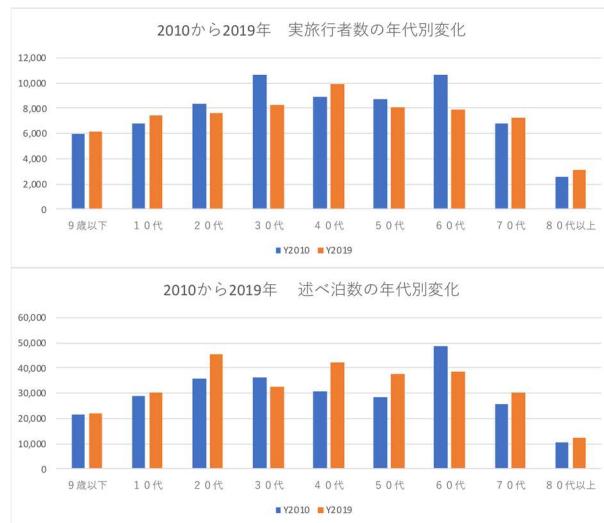


9



10

少子化≠市場縮小～国内市場も持続可能



出典：観光庁資料より山田@JTBF作成

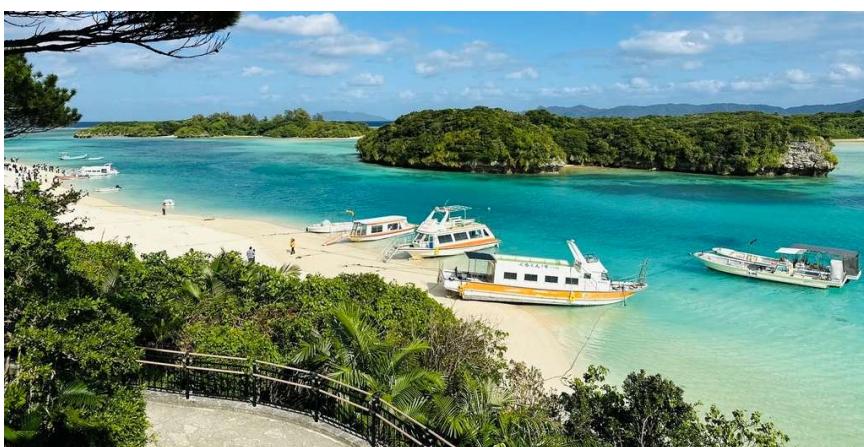
日本交通公社

Copyright © 2025 JTBF All Rights reserved. <11>

11

石垣島は「人類社会のフロントランナー」

飢える心配が低下し、職業選択・居住地選択の自由を得た人類にとって、「豊かな暮らし」があるところこそが至宝の地



日本交通公社

Copyright © 2025 JTBF All Rights reserved. <12>

12

観光の地域振興効果

1. 経済効果

来訪した観光客の消費活動によって、地域に経済波及効果がもたらされる

2. ストック形成効果

観光客によって人流が増大し、経済効果が生じることで、人口規模を超えるストックが形成される

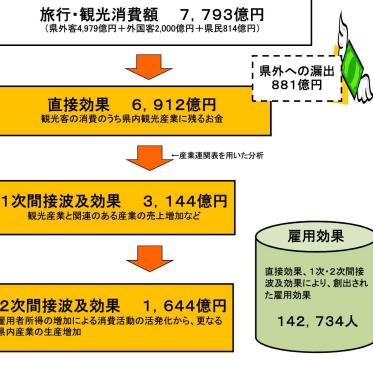
3. 人口増効果

経済効果による雇用拡大、ストック形成による生活環境の良化、さらには、魅力的な「暮らし」によって定住者が増える

観光消費による経済波及効果

県内への経済波及効果 1兆1,700億円

(直接効果+1次間接波及効果+2次間接波及効果)

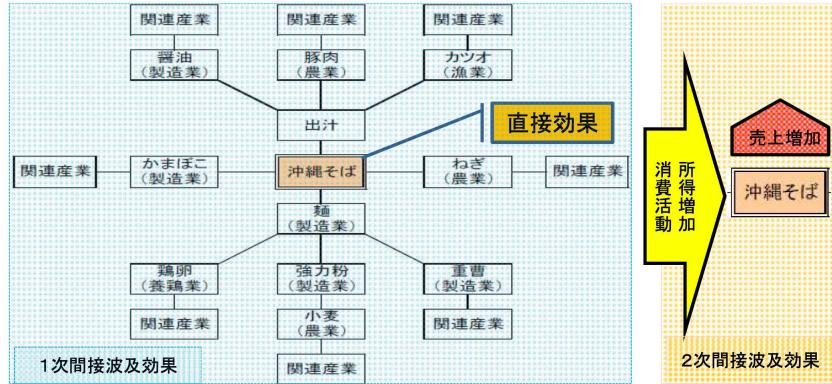


来訪者の消費活動が経済波及効果を生み出す／筆者撮影(2012年10月)

出典: 沖縄県「平成29年度 沖縄県における旅行・観光の経済波及効果【推計結果】」

経済波及効果のイメージ

■ 経済波及効果における直接効果・間接波及効果の概要図



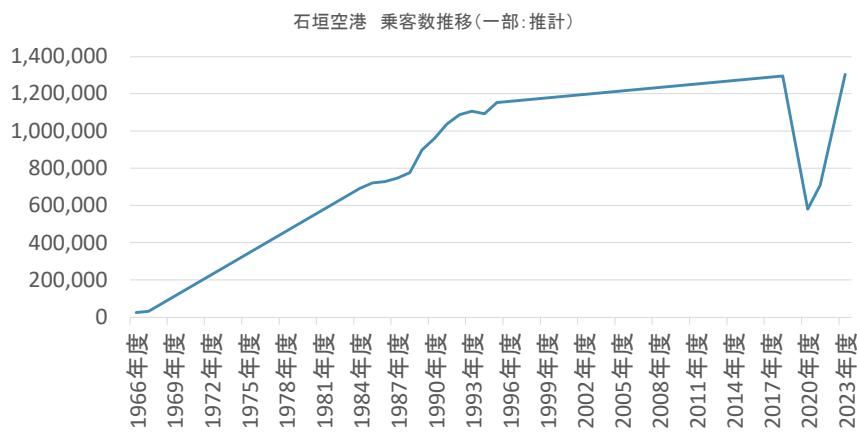
出典: 沖縄県「平成29年度 沖縄県における旅行・観光の経済波及効果【推計結果】」

Copyright © 2025 JTBF All Rights reserved. <15>

15

人流増が生み出すストック

観光は人口5万人の島に「国際空港」を生み出す



出典: 沖縄県データを元に作成(CatGPTによる推計)

Copyright © 2025 JTBF All Rights reserved. <16>

16

商業施設も進出



NEWS RELEASE

2023年11月15日

各 值

株式会社ニトリホールディングス

11月17日(金)2店同時オープン

「ニトリ 石垣店」「ニトリ 熊本大津店」

この度、株式会社ニトリ（札幌市北区、代表取締役社長 武田政則）は、下記の通り、沖縄県石垣市に「ニトリ 石垣店」、熊本県菊池郡に「ニトリ 熊本大津店」をオープンさせていただくことになりましたのでご案内申し上げます。

53 店舗、N+40 店舗、海外 156 店舗)となります。
ニトリグループでは、お客様の立場に立って、より多くのお客様に豊かな暮らしをご提供することを目指し、積極的に新規出店を行っております。

【店舗概要】

【店舗概要】

- ◆ニトリ 石垣店

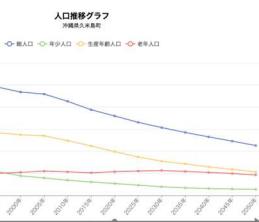
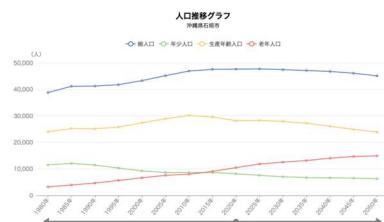
 - ・所在地 : 沖縄県石垣市字大浜南大浜 421-1
 - ・売場面積 : 約746坪
 - ・営業時間 : 10:00~20:00
 - ・URL : <https://shop.nitori-net.jp/nitori/spot/detail?code=000000531>

出典: 株式会社ニトリホールディングスのプレスリリース資料より

17

人口も堅調に推移

観光振興に成功してきたことで、少子化の進む環境でも石垣市の人口は堅調に推移。※観光の効果は、久米島町と比較すれば一目瞭然

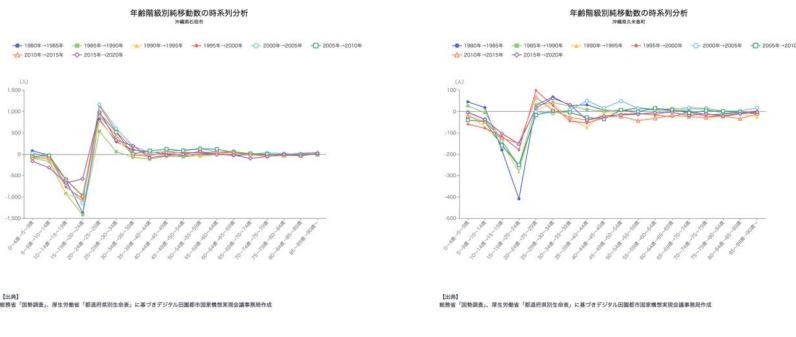


出典:RESASより

18

20代後半から30代前半でリカバリできる石垣市

人口を堅調に維持できるのは、10代後半の離脱が少ないのでなく、社会人となった年代がUターン/Iターンするため
 ※ 進学や就職のために、若者が広い世界に出ていくことは避けられないし、止めるべきことでもない。



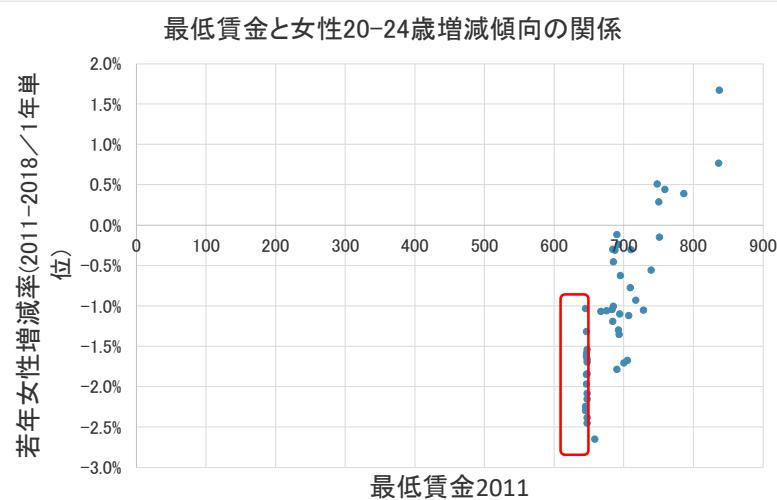
出典:RESASより

日本交通公社
公認情報提供者

Copyright © 2025 JTBF All Rights reserved. <19>

19

若年女性の人口移動と経済力の関係



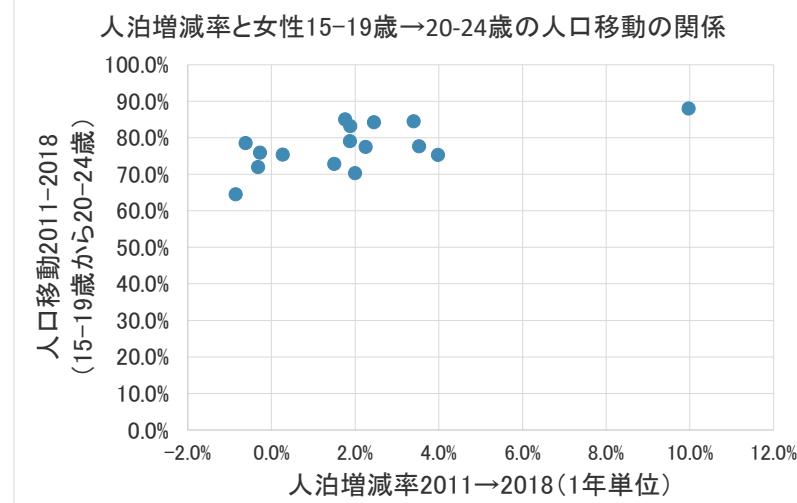
出展:地域別最低賃金(厚労省)と国勢調査(総務省)より作成

日本交通公社
公認情報提供者

Copyright © 2025 JTBF All Rights reserved. <20>

20

観光振興による若年女性の移動抑制効果



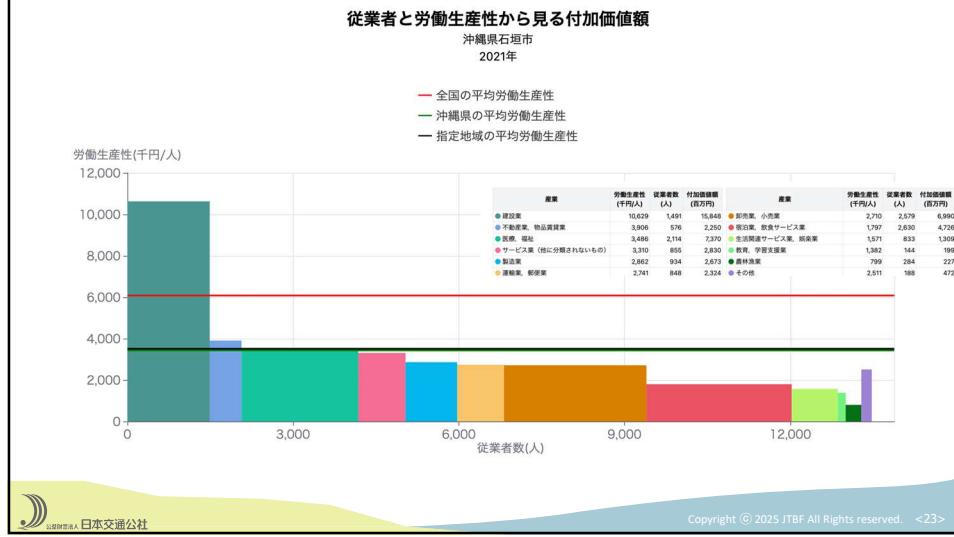
出展: 地域別最低賃金(厚労省)と国勢調査(総務省)より作成

では、これからも順風満帆なのか？



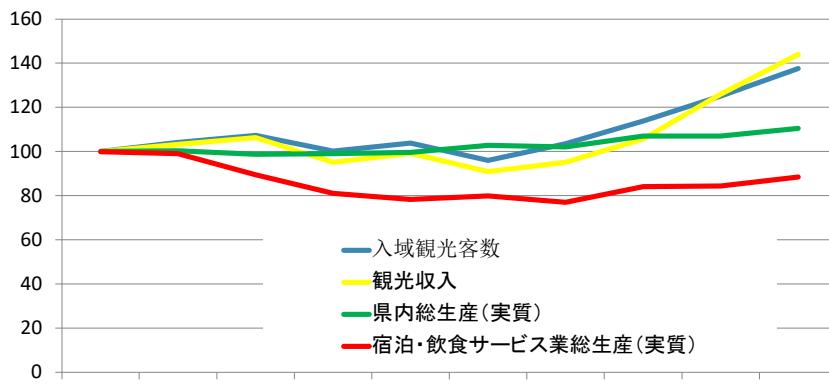
問題1：低い労働生産性

観光振興によって、雇用が創出されても、それは低賃金なものばかり…



23

観光消費による「富」が地域に残っていない



24

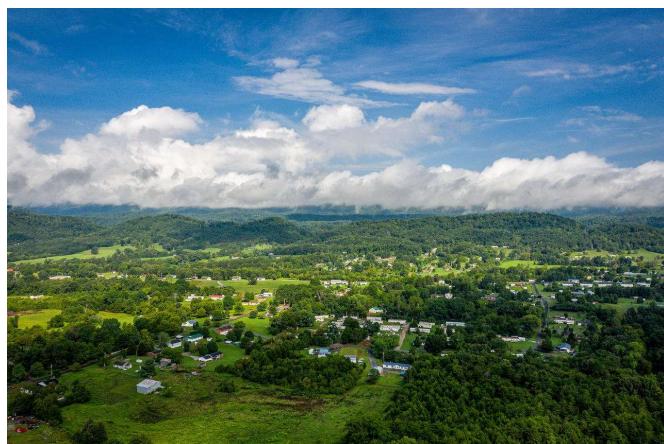
なぜ、富が流出するのか？

仮に高級ホテルが出来、宿泊価格が高くなつたとしても…
 その「価格」を実現したのは、島外（場合によっては海外）の資本であるから
 ⇒リスクをとつて、投資した主体に、利益が渡るのは当然のこと



問題2:乱開発による環境破壊

自然地域に低密度な開発が行われることで、環境が虫食い状態となつていく



出典: Nathan Metcalf - Direct message between author for aerial photos of area., CC 表示-継承 4.0, <https://commons.wikimedia.org/w/index.php?curid=93890223>による

いずれ高密度な地区が点在していくフェーズへ

虫食い状態の地域は、いずれ、高密度開発され、中心性を欠いた地域が拡がっていく



出典:Rob Hurson from Kentstown, Ireland - Narrows bridge and Burnaby, CC 表示-継承 2.0, <https://commons.wikimedia.org/w/index.php?curid=78943611>による



日本交通公社

Copyright © 2025 JTBF All Rights reserved. <27>

27

沖縄でも同様の状態に

自然地域、低密度地域、高密度地域が混在した地域が生まれていく
⇒住民の住環境は悪化する



筆者撮影(2023年10月)



日本交通公社

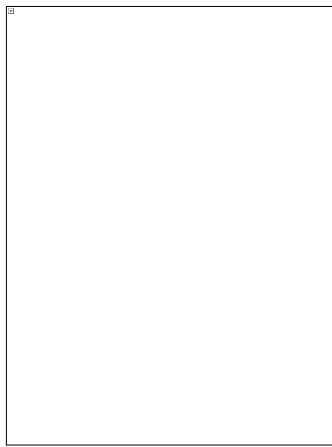
Copyright © 2025 JTBF All Rights reserved. <28>

28

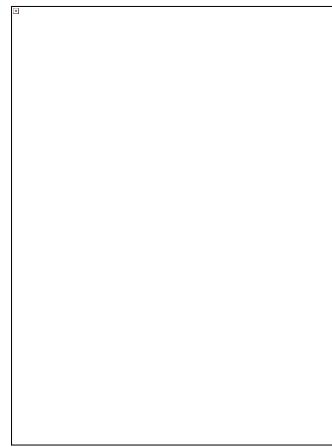
民泊という新ビジネス

住宅を宿泊施設に転用する「民泊」事業の登場によって、観光客は、より地域に密着できるようになったが、これは住民のテリトリーに観光客が侵入することになる。

⇒住環境が悪化する恐れ



筆者撮影(2025年4月)



筆者撮影(2024年10月)



Copyright © 2025 JTBF All Rights reserved. <29>

ジェントリフィケーション

観光客の発地（居住地）と、旅行先（観光地）との経済格差が大きいと、観光客視点で地域が再デザインされてしまい、もともとの住民が生まれ育った場所から排除されてしまうリスクがある。



Copyright © 2025 JTBF All Rights reserved. <30>

健全な発達につなげるためには？

1. 景観規制を含むメリハリある用途地域（都市計画）の設定
2. 地域の人財・資本による産業クラスターの形成
3. 継続的なモニタリングによる環境変化への対応

守るべきもの・育てるべきもの

ハワイでは、人気スポットであるハナウマ湾やダイヤモンドヘッドへの入場制限を実施し、強く保全する方向に展開しつつ、開発地区として指定した場所では、大規模な開発を進めている。

⇒新規開発出来る場所は、コミュニティを交えた議論を経て設定される。



筆者撮影(2024年9月)

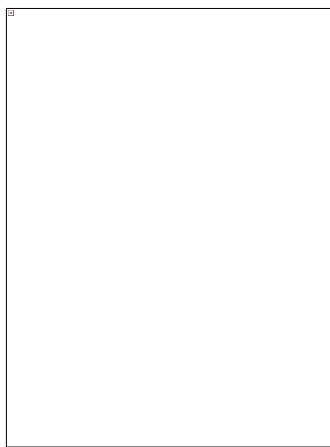


筆者撮影(2024年9月)

デザインの重要性

「投資」は、地域の魅力を高める大きなエンジンとなるが、基調デザインが整っていない状態で投資されると、それは、負の遺産ともなり得る。

⇒視覚情報を、付加価値形成につなげていくには「景観規制」は大きな意味を持つ。



筆者撮影(2021年2月)



筆者撮影(2023年8月)

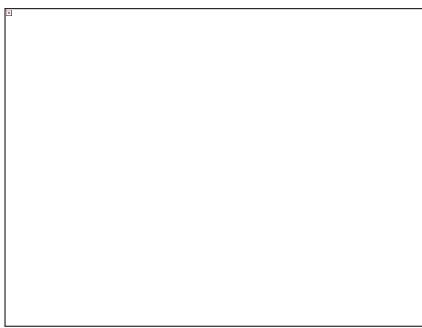


Copyright © 2025 JTBF All Rights reserved. <33>

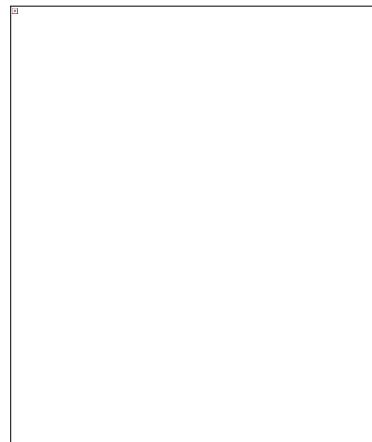
33

バックヤードも重要

「人材」は、今や、世界規模で争奪戦となっている。海外リゾートでは、勤続年数の長い人々がライフステージが変わっても定住できるように安価な住宅を提供したり、各種の割引や公共サービスを優先的に利用できる制度を導入することで人財確保に取り組んでいる。



筆者撮影(2025年2月)



Copyright © 2025 JTBF All Rights reserved. <34>

34

自分たちで産業を創る

スイスやオーストリアの山村では、「観光」が地域を活かす道と選択し、地域の魅力を積極的に高める一方で、住民自らが観光事業を立ち上げ、育てている。

⇒EUも、地域の中小企業が観光地域づくりに重要な位置づけにあるとし、積極的な支援を行っている。



筆者撮影(2025年9月)



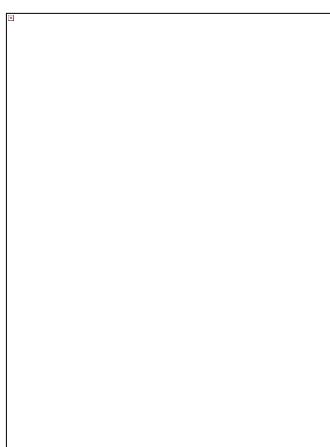
Copyright © 2025 JTBF All Rights reserved. <35>

35

中小企業を「活かす」工夫

山岳リゾートでは、eMTBを利用したトレッキングが注目をあつめており、そのトレール整備が求められている。スイスでは、この造成工事を敢えて地域の中小企業に発注することで、企業にトレールの設計、整備のノウハウを蓄積させ、その技術を持って海外進出できるレベルにまで育て上げている。

⇒大企業に任せて一気にトレール整備するのではなく、企業を育てながら、観光魅力を高めるアプローチ。



筆者撮影(2016年9月)



筆者撮影(2022年9月)



Copyright © 2025 JTBF All Rights reserved. <36>

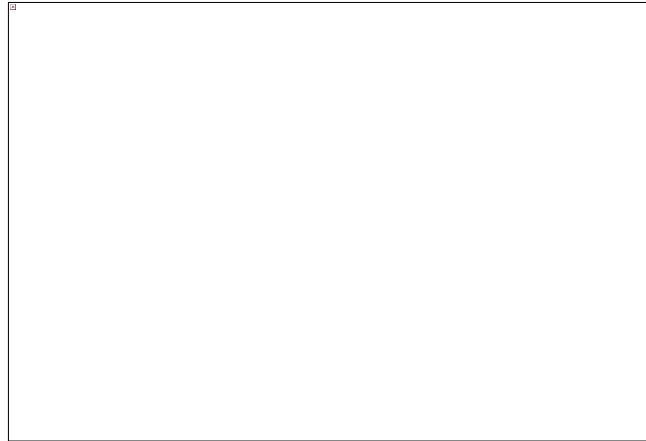
36

観光サービスは、本来「付加価値」創造力を持つ

- 3畳間×集成材板張りの部屋で、一泊8万円～を実現できるのが、観光サービスの可能性

超絶な資産格差

高付加価値旅行という概念



出展: <https://www.jnto.go.jp/projects/overseas-promotion/theme/luxury-travel.html>



Copyright © 2025 JTBF All Rights reserved. <39>

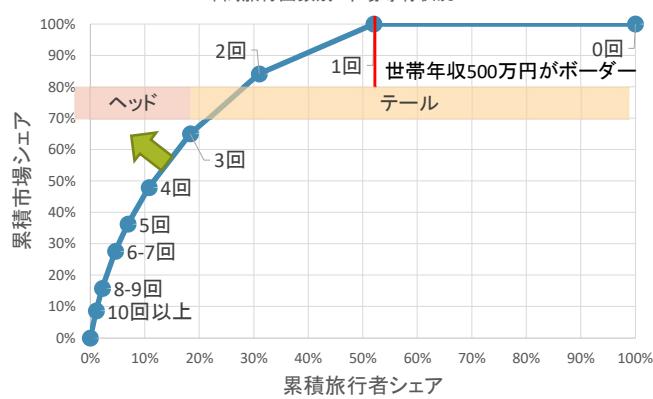
39

観光市場の構造 ~誰が旅行しているのか

国内市场

市場はパレート分布している

年間旅行回数別・市場専有状況



出典:「旅行・観光消費動向調査」(観光庁, 2019)より作成



Copyright © 2025 JTBF All Rights reserved. <40>

40

ヘッドとテールの観光経験「格差」

人数ベースで圧倒的多数は旅行の経験値が低く、市場にはほとんど出てこない
経験値の高い30%の人々が、観光市場のほとんどを寡占している

70%

30%

ヘッド層が創る集客サイクル

以前: 供給者が顧客に「売りつける」

観光資源

プロモーション展開

何が「あるか」ではなく、
何が「できるのか」にシフト

ヘッド層
(シェア90%)

来訪

経験

評価

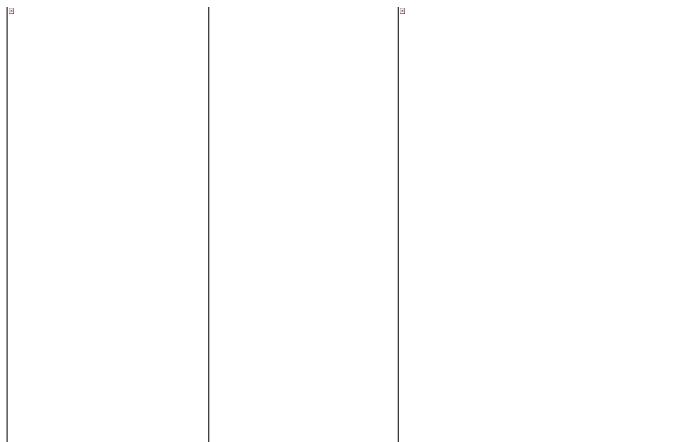
伝播

現在
顧客と供給者の
共創関係

来訪者が何をしているのかを知ることの重要性

欧州の多くの都市・リゾートは「訪問者カード」が導入されている。これは無料（宿泊税補填）、有料のものがあるが、観光客の周遊を誘導するだけでなく、ここから得たデータをマネジメントに活かしている。

⇒宿泊者情報をリンクすることで、属性別に観光客の行動をモニタリングできる。



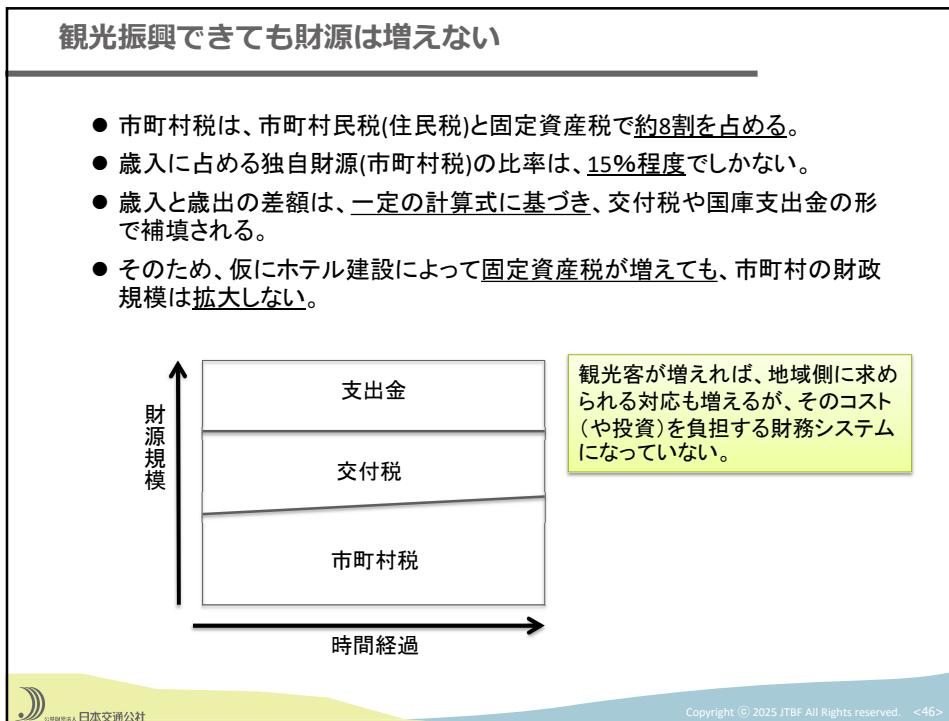
総合的な観光地域づくりの必要性

高い付加価値を呼び込む地域となるためには、行政・事業者・住民を高次で連携させることが必要





45

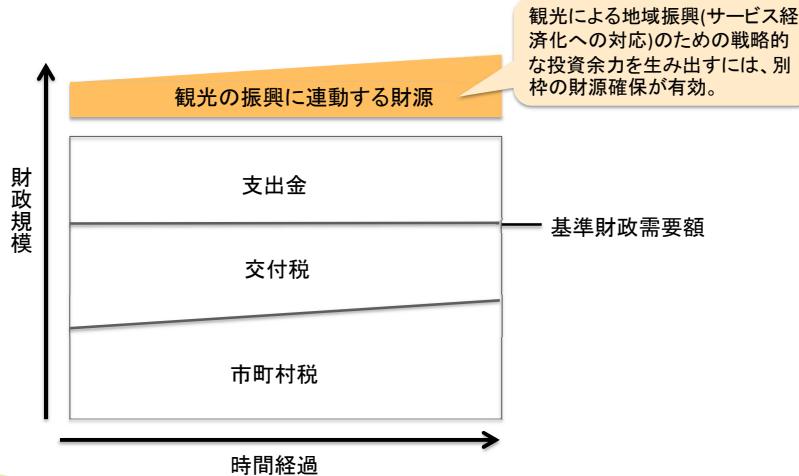


46

観光振興と連動する財源確保が必要

観光振興財源の必要性と位置づけ

- 通常の市町村税とは別枠で、かつ、観光振興と連動した財源確保が有効。



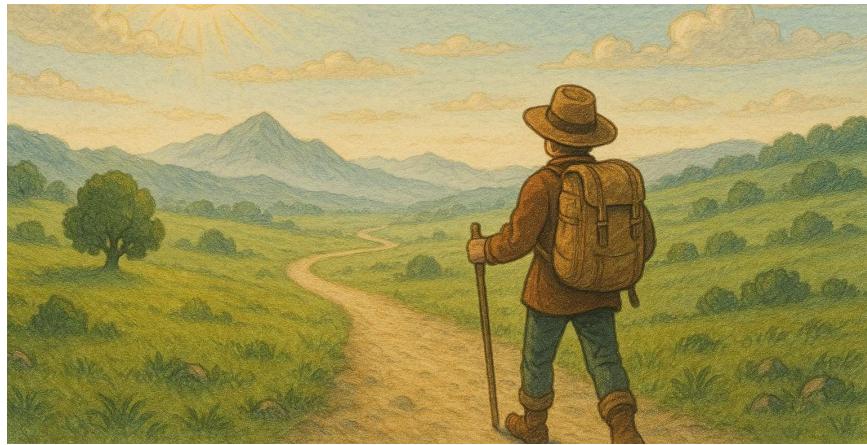
観光自治体への挑戦

欧州やカナダには「観光自治体」という自治制度がある。これは、宿泊税を原資に、観光地域づくりを実践できるようにガバナンスをパッケージで最適化したものである。

⇒日本では、バラバラに存在する各種制度を意思を持って組み合わせる必要がある。



我々は第一歩を踏み出したところ



公認財団法人 日本交通公社

Copyright © 2025 JTBF All Rights reserved. <49>

49

宿泊税

2.クロスセッション（会議） 16-17時

1. これまでの議論を共有します
2. 宿泊税の使途を考えます
3. クロスセッション形式でアイデアを交換します

50

2025年10月29日アイディア会議

～これまでの議論を共有します

51

51

石垣観光の方向性



石垣市は、

- ✓ 2007年 観光立市宣言を実施
- ✓ 2022年 第2次石垣市観光基本計画を策定
→将来像の実現に向けて観光振興に取り組んでいます。

観光のありたい姿（計画より一部抜粋）

意義

交流人口・関係人口の拡大により
地域経済を活性化し、
持続可能なまちづくりを実現

石垣島の八重山観光の拠点としての
位置付けをより明確にし、
役割を今後も担っていく

考え方

- ✓ 地域が主体となって、自然、文化、歴史、産業、人材など
地域のあらゆる資源を活かし、交流を振興
- ✓ 世界が認める優れた自然・文化的価値を有する場
- ✓ 人種や国籍などに拘らないあらゆる人が交流する平和と自由を体現

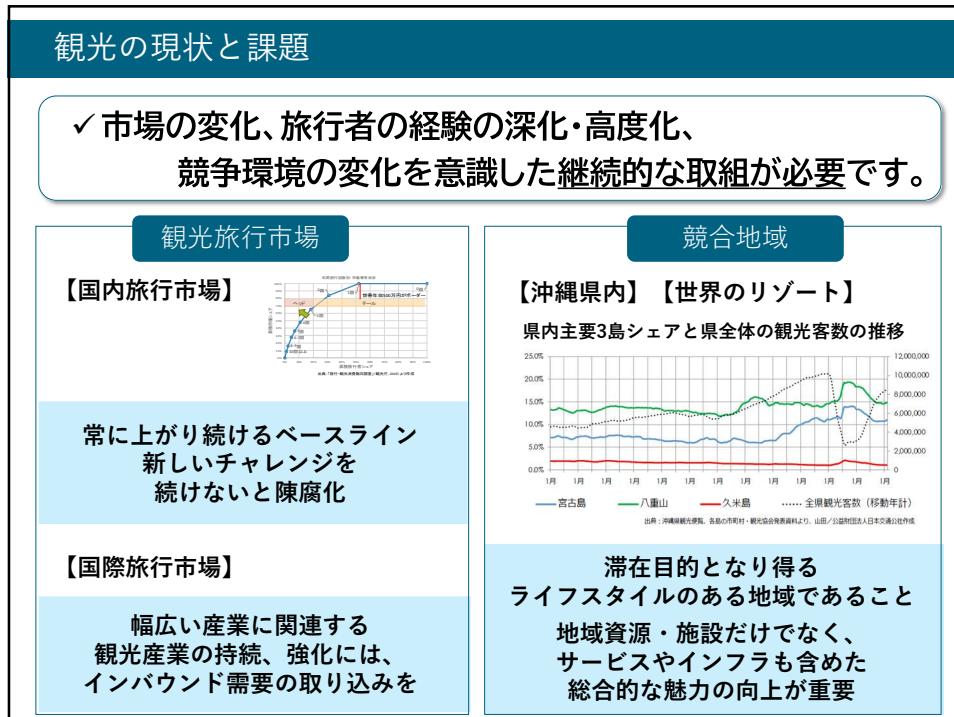
将来像

持続可能でより良い社会を求めて世界中の人々がつながるまち
～石垣の未来は地球の未来～

52



53



54

観光の現状と課題、方向性

- ✓ 観光客の来訪は、地域経済、雇用、地場産業を促進する一方で、暮らしへの好ましくない影響も確認されています。
- ✓ 観光客が石垣島の環境や暮らしそのものに憧れる
デスティネーションとなるためには、
従事者を含む市民の生活、所得水準を上げていく産業へと、
観光産業を成長、高度化させる必要があります。

地域の状況

【観光客が訪れる
ことによる影響】

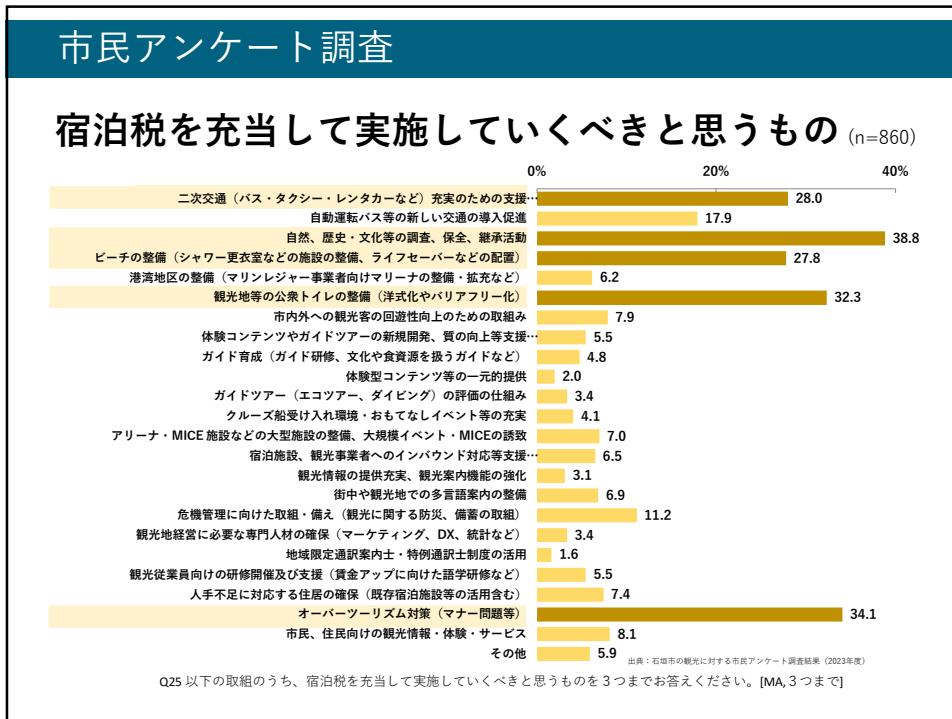
影響	2017年度 (%)	2019年度 (%)
1.インフラ（道路、施設等）が整備される	50.4	55.6
2.文化資源や自然資源が保存・継承される		
3.地域経済、雇用、地場産業が促進される	50.4	55.6
4.市民が活躍する場が増加する		
5.人的・文化的交流が促進される		
6.誇りにつながる		
7.バスや乗用車等の混雑等により、交通が不便になる	50.4	55.6
8.まちなみや景観が損なわれる		
9.自然資源や文化資源に悪影響が出る		
10.物価が上昇する		
11.治安が悪化する		
12.騒音やゴミの増加等により、生活環境が悪化する	50.4	55.6
13.その他		
14.特に影響はない		
無回答		

55

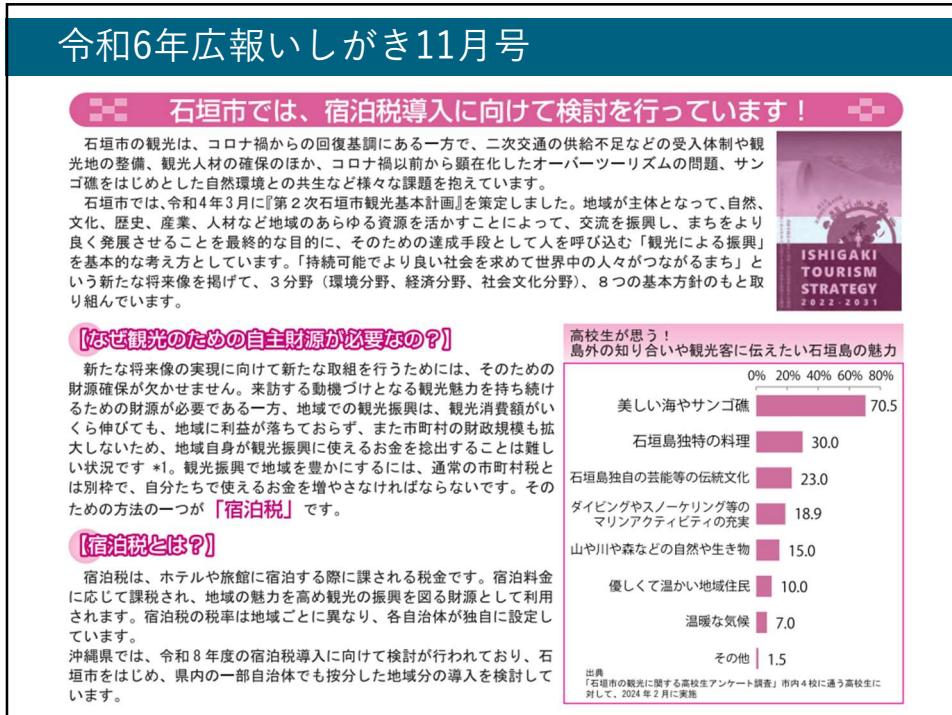
観光の方向性

- ✓ 石垣島ならではのよさ、今のある価値を
守った上で、中長期的な方向性を描く
- ✓ 石垣島の環境や暮らしに憧れる、
移住したくなるような環境づくり
- ✓ お客様の余暇に従事するために、
自分たちの生活水準を上げていく
(所得水準の向上)
- ✓ 観光は観光事業者だけで成り立たない
「地元から信頼される観光」へ

56



57



58

令和6年広報いしがき11月号



【石垣市ではどのような議論がされているの?】

石垣市では、持続可能な観光や観光財源に関する勉強会やシンポジウム、アンケート調査（右図）などを実施するとともに、観光審議会を設置し、宿泊税導入について議論を行っています。

石垣市での宿泊税導入に向けた検討状況や関連資料などを石垣市ウェブページで公開していますので、右記QRよりご覧ください。



観光の未来を考える日（2/22） 観光審議会（3/22、6/28）

*1『観光財源ガイドブック ～豊かな観光地の未来のために～』及び『観光文化 261号 特集 我が国の観光振興財源の現在と そのガバナンスの展望～「どう導入するか」から「どう活用するか」へのパラダイムシフト』（（公財）日本交通公社、2024）

より良い石垣市の観光のための取組と財源について宿泊税を充当して実施していくべきと思うもの

- | | | |
|----|-------|----------------------|
| 1位 | 38.8% | 自然、歴史・文化等の調査、保全、継承活動 |
| 2位 | 34.1% | オーバーツーリズム対策 |
| 3位 | 32.3% | 観光地等の公衆トイレの整備 |
| 4位 | 28.0% | 二次交通充実のための支援 |
| 5位 | 27.8% | ビーチの整備 |

出典 「石垣市の観光に関する市民アンケート調査」
選択肢 24 のうち 3 つまで選択



詳しくはこちらのQRから
【問合せ】
観光文化課
☎ 0980-82-1535

59

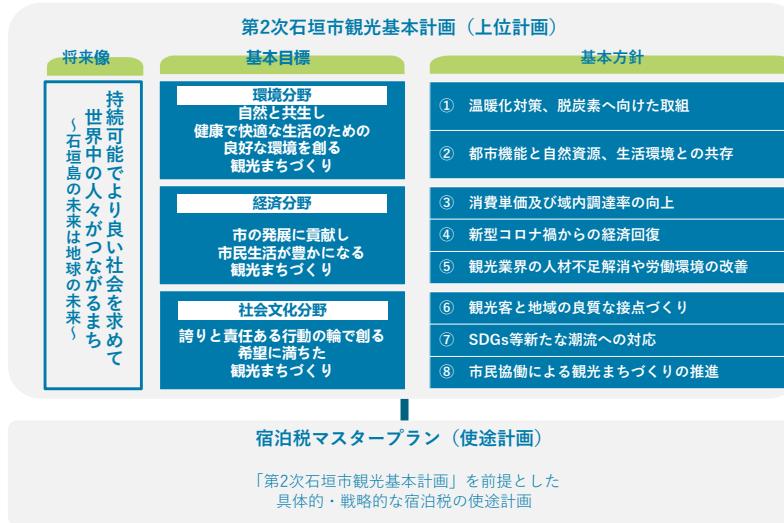
2025年10月29日アイディア会議 ～宿泊税の使途を考えます～

60

60

1 位置づけ

- 「宿泊税マスタープラン」は、第2次石垣市観光基本計画（2022年策定）を上位計画とし、当該観光基本計画で掲げられた理念・目標（環境・経済・社会文化の3分野にわたる将来像）を、財源面から具体化する「使途計画」として位置付けられる。



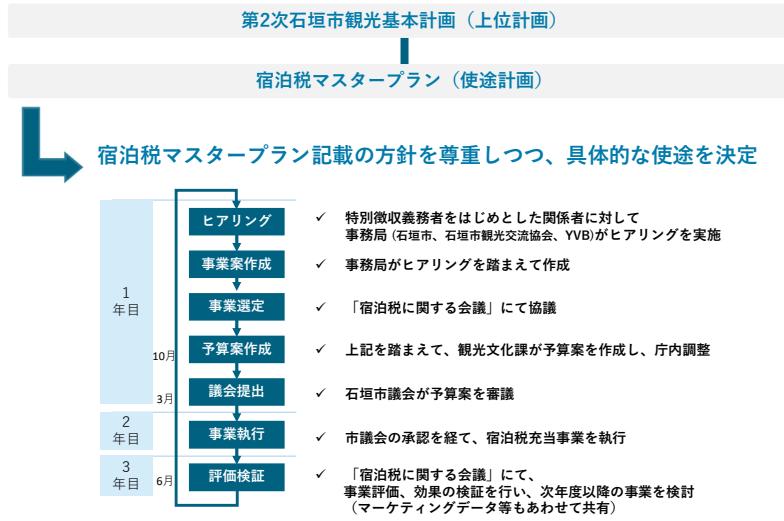
61

61

2 使途決定プロセス

- 宿泊税マスタープラン記載の事業*は、以下の運用を通じて具体的な使途を決定し、事業の実行と検証につなげていく。

*宿泊税収の使途を前提としつつ、事業の性質に応じては一般財源や国・県の補助金等も効果的に活用していく。



62

62

意見やアイデアの募集

あなたの意見やアイデアが、
次の石垣を動かします

63

63

イメージ① 働く人を支える・育てる



観光の「司令塔」を 地域から育てる

観光地経営の専門家を確保

石垣市観光交流協会等のスタッフの入件費を宿泊税
で安定支援

→ 「地元の声が届く観光経営」へ



観光人材のスキルアップ・ 学び直しを応援

ガイド、飲食、宿泊、通訳など観光に携わる人材の
リスキリング支援

人材確保策も含めた人手不足対策

→ 「観光で暮らせる」地域づくりへ

64

64

イメージ② まちと観光の今を「見える化」する

「観光って、結局どうなの？」
をデータで見える化

住民満足度や観光客数・動向、地元企業の経営状況などを定期調査

調査結果をダッシュボードで公開し、市民と共有

→ 市民・事業者等が同じ前提で話し合える環境を整備

訪問者カードでリアルな
来訪データを集める

宿泊や体験時にQRコードで簡単登録

観光動向をリアルタイムで把握・分析

島内の多様な事業者が参加して正確なデータを収集

→リアルなデータに基づく地域の観光政策づくり

65

65

イメージ③ 住民が楽しめる観光をつくる

「地元割」で観光を
もっと身近に！

閑散期には市民向け割引や体験プログラムを展開

地元住民が観光をお得に楽しめる仕組みを導入

→ 「観光＝外向き」から「観光＝みんなの暮らし」へ

観光と暮らしをつなぐ
ポータルサイト

暮らしの情報、地域イベント、体験プログラムを一元化

市民と観光客双方が使えるウェブサイト

→街の楽しさをみんなでシェア



観光マナーの啓発

海岸のルール、自然保護の心得、写真撮影のマナーなど

観光客と市民が一緒に学び考えるキャンペーン

地域住民との協働による効果的なマナー啓発活動

→気持ちよく過ごせる環境づくりを

66

66

イメージ④ 地元の魅力を育てる・伝える



食×観光

地産地消の宿泊プランや地元食材を使ったグルメキャンペーン

石垣ならではの食の魅力を発信

→ 「作る人」と「もてなす人」が共に栄える仕組み



文化と自然を未来へ残す

八重山の伝統文化や芸能、貴重な自然資源を守り伝える活動を支援

サンゴ礁の保全対策

→ 持続可能な観光地づくりを推進

67

67

イメージ⑤ 安心・快適な観光のしくみを整える



公共交通の整備と移動ストレス解消

観光と生活のバランスを守る交通まちづくり

主要スポットを巡回するバス路線拡充

自動運転シャトルの導入検討

市民専用駐車スペースの確保

→住民も観光客も快適に過ごせる環境整備



観光レンジャーや ライフセーバーの育成

ビーチや観光スポットの安全管理体制

地域で担う「観光レンジャー」育成

救急法を身につけたライフセーバー配置

事故や災害に備えた支援基金の創設

→地域一丸で観光地の安全・安心を守る



快適な滞在環境を一歩ずつ改善

公共Wi-Fiの整備拡充

トイレ・シャワー設備の充実

案内標識の多言語化対応

ユニバーサルデザイン・バリアフリー推進

→持続的に快適性を高める環境投資

68

68

意見やアイデアの募集

あなたの意見やアイデアが、
次の石垣を動かします

69

69

令和7年度第2回石垣市観光審議会
議事録

日時	令和7年11月12日（水）14時00分～16時00分	
場所	石垣市役所 大会議室1	
出席者	高橋 秀明 久場島 清俊 仲門 和則 伊良部 幸吉 我那霸 宗広 伊良皆 高司 鈴木 規慈 山田 雄一 菅沼 大喜	(一般社団法人石垣市観光交流協会 副会長) (一般社団法人石垣市観光交流協会 運輸部会長) (JA おきなわ八重山地区本部 本部長) (八重山漁業協同組合 専務理事) (一般社団法人八重山ビザーズビューロー 専務理事) (一般社団法人沖縄県タクシー・ハイヤー協会八重山支部 支部長) (環境省石垣自然保護官事務所 上席自然保護官) (公益財団法人日本交通公社 理事・観光研究部長) (石垣市企画部 部長)
欠席者	赤城 陽子 那良伊 功 大堀 健司 竹内 友哉 根原 哲也	(一般社団法人石垣市観光交流協会 宿泊部会長) (石垣市商工会 理事) (石垣島アウトフィッターユニオン 会長) (一般社団法人八重山ダイビング協会 会長) (沖縄県飲食業生活衛生同業組合八重山支部 支部長)
事務局	西銘、小池、仲里（石垣市企画部観光文化課） 後藤、池知（公益財団法人日本交通公社）	

[会次第]	[配布資料]
<p>1 開会</p> <p>2 諒問</p> <p>2 議事</p> <p>（1）宿泊税の活用に向けた検討の進め方について</p> <p>（2）宿泊税マスタープラン案（素案）について</p> <p>（3）その他観光財源の確保について</p> <p>4 事務連絡</p> <p>5 閉会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会委員名簿 ・資料1 宿泊税の活用に向けた検討の進め方について ・資料2 宿泊税マスタープラン案（素案） ・資料3 宿泊税充当事業の一覧 ・資料4 石垣市使途基金条例（案） ・資料5 ヨーロッパにおけるクルーズ船観光税の比較 ・参考資料1 石垣市宿泊税導入にかかるパブリックコメント結果 ・参考資料2 観光地経営戦略（アイデア）会議 資料

事務局 1	<p>本日はお忙しい中、令和 7 年度第 2 回石垣市観光審議会にご参加いただき、誠にありがとうございます。まず、前回の審議会で話題に上がりました宿泊税の導入について、現在の進捗状況をご報告いたします。</p> <p>沖縄県では、9 月議会で宿泊税が可決され、石垣市も同様に 9 月 24 日に宿泊税条例が可決されました。現在は、沖縄県および独自導入自治体（石垣市、宮古島市、北谷町、本部町、恩納村）から総務省に対して同意を求めている段階です。早ければ年内に総務省からの同意を得られる見込みで、総務省同意後、宿泊税の施行開始日が決定されます。現時点では、沖縄県が宿泊税の導入に向けて、従業員への説明会やホテルのシステム改修支援など、さまざまな準備を進めています。また、宿泊税の導入にあたっては、広報活動を通じて市民や観光客に宿泊税の開始日を周知していく必要があります。沖縄県では宿泊税の徵収を令和 9 年 1 月 1 日に開始する予定ですが、1 月 1 日を適用開始日とすることに対して懸念もあり、2 月 1 日や 3 月 1 日、あるいは 4 月 1 日開始に変更される可能性もあると考えています。</p> <p>宿泊税の税率については、沖縄県内で 2% の宿泊税が導入されることとなり、独自で宿泊税を導入する自治体では、そのうち 1.2% が市税として、0.8% が県税として徵収されます。この 1.2% の市税をどのように活用するかが今後の大変な課題となります。また、沖縄県の税収については、石垣市を含む県の広域事業に活用されるほか、独自導入しない各自治体に按分されます。独自導入しない各自治体は沖縄県に対する申請を経て、補助金や交付金という形で充当されますが、上限内で事業にかかる費用のみが充当されます。一方で、独自で導入する自治体では、徵収した市税分の 1.2% を基金化することが可能であり、将来的に数年分を貯めて使うこともできます。これは独自で導入しない自治体との大きな違いとなる点です。</p> <p>本日および次回の審議会では、宿泊税の使途に関する「使途条例」や、具体的な使い道を示す「マスタープラン」の策定について議論していただきたいと考えております。その上で、市長からの諮問事項として、これらの条例とプラン作成についての審議をお願い申し上げます。市長は本日不在ですが、事前に高橋会長に諮問書をお渡ししておりますので、会長よりその内容を読み上げていただければと思います。</p>
-------	---

● 諒問

会長	皆さん、お疲れ様です。では、市長より諮問書をお預かりしておりますので、こちらをお伝えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。
----	--

(諮問書読み上げ)

石垣市観光審議会規則昭和 52 年 3 月 9 日規則第 5 号第 2 条の規定に基づき、以下について諮問いたします。

- ・使途基金条例について
- ・宿泊税の使途に関するマスタープランの策定について

以上の内容について、諮問書をいただいているので、今後、審議会にて審議を進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局 1	ありがとうございます。 それでは、会次第に沿って進めさせていただきます。 この後の議事進行は、会長にお任せいたします。よろしくお願ひいたします。
会長	まず初めに、出席者に関するご連絡をさせていただきます。 審議会副会長を務めておりました嶋田企画部長が内閣府に帰任されましたので、今回から新たに石垣市企画部長、菅沼部長がご参加いただくこととなりました。現在別の会議に出席されておりますので、後ほど改めてご紹介させていただきます。また、都合により本日の審議会を欠席されている委員についてもご報告いたします。 まず、宿泊関係では観光交流協会の宿泊部会長である赤城委員が欠席となっております。次に、商工会の那良伊委員、ダイビング協会の竹内委員、石垣島アウトフィッターユニオンの大堀委員、沖縄県飲食業生活衛生同業組合の根原委員が欠席されております。また、山田委員はオンラインでの参加となっておりますので、ご承知おきください。 以上、出席者のご連絡が終わりました。それでは、次に進ませていただきます。

議事（1）「宿泊税の活用に向けた検討の進め方」について、事務局から説明をお願いいたします。

●議事（1）宿泊税の活用に向けた検討の進め方について【資料1、参考資料1】

事務局 2	資料1の横長のスライドを用いて、今後の進め方についてご説明させていただきます。 まず、2ページですが、これまでの大きな流れを振り返ります。先ほど事務局からご説明がありましたが、2022年に石垣市では第2次石垣市観光基本計画を策定し、その翌年2023年には宿泊税に関するアンケートやヒアリング調査を実施しました。さらに、2024年度から今年度にかけて、複数回の勉強会、シンポジウム、観光審議会、ワーキンググループを開催し、その意見をまとめながらパブリックコメントも実施してきました。そして、9月には石垣市議会において宿泊税条例が可決され、今後は導入に向けた準備と活用のフェーズに入っています。先月末には観光地経営戦略アイデア会議を開催し、市民の方々からも宿泊税の使途についてアイデアをいただきました。これを受けて、本日は審議会を開催しております。 次に3ページをご覧ください。こちらには、導入に向けた流れを整理したものを示しています。今年度については、審議会の開催を赤色で示しています。本日と、来年1月、2月にあと1回開催する予定です。また、宿泊税に関する会議体についても整理しています。10月29日にはアイデア会議を開催し、12月17日には準備会を開催する予定です。その下の部分がマスタープランの作成についてです。本日もこの後ご説明させていただきますが、今後、意見聴取を行う予定となっております。
-------	--

次に、4ページをご覧ください。活用フェーズに入ってくるということですが、前回8月（令和7年度第1回石垣市観光審議会）の際にも宿泊税活用について少しご説明させていただきました。その際、答申書案をもとに、宿泊税活用事業等について優先順位を立て、宿泊税のマスタープランに落とし込むこと、またガバナンス管理体制の枠を条例に落とし込むことを話し合いました。本日は、今回の審議会を含め、このマスタープランについて特にこの2点—プロセスやガバナンスについて意識しつつ、マスタープランを作成していきたいと思います。その内容については、後ほどご説明させていただきます。

5ページ以降は、前回の審議会の記録や、10月29日のクロスセッションでいただいた意見を一覧整理しています。

6ページです。「導入はゴールではなくスタートである」という点、また宿泊税は今までの税収とは異なり、税収を増やすことができるという点が挙げられました。これを前提に、今後の議論を進める必要があります。また、税収の配分については一定のミシン目を入れるべきだという意見もありました。観光振興や地域づくりのために必要な事業を基本として、中長期的、短期的な視点で検討していくべきだという意見もありました。

次の7ページでは、挙げられた事業案などを整理しております。これ以降も、クロスセッションで挙げられたアイデアを整理していますが、詳細は本日の議題2の資料3でご説明させていただきます。資料の説明は以上です。

会長 ありがとうございます。資料1について何かご意見やご質問はありますでしょうか。

では続けて、資料2から4について事務局より説明をお願いいたします。

●議事（2）宿泊税マスタープラン案（素案）について【資料2～4】

事務局3 それでは、資料2「宿泊税マスタープラン案」について説明させていただきます。

先ほど説明があったとおり、こちらの資料はこれまでの提言事項に基づき、基本的に使途について記載したものとなっております。まず1枚めくっていただき、2ページ目の「位置づけについて」というところをご覧ください。こちらには、すでに2022年に第2次石垣市観光基本計画が策定されていることが記載されています。このマスタープランは、この計画を上塗りするものではなく、あくまでその計画に紐づいた形で、宿泊税の使途について具体的に進めていくことを目的とした計画です。

さらに1枚めくっていただき、次のページに進みます。こちらには「宿泊税の制度概要」について記載されていますが、冒頭で事務局からもご説明がありましたので、ここでは一旦省略させていただきます。

4ページをご覧ください。今回の宿泊税マスタープランでは、実際の使途について記載していますが、宿泊税は税金であるため、使途については毎年予算を議会で承認していただく必要があります。そのため、この宿泊税マスタープランは、実際に毎年の事業として実施する内容をそのまま記載するのではなく、

全体的に何に使っていくのかという方針や大枠を記載し、その基に具体的な使途を決定していくというプロセスが発生します。

5ページをご覧ください。ここでは「基本戦略」という重要な点を2つ掲げています。1つは「配分ルール」、もう1つは「重点施策」です。まず「配分ルール」について、前回、第1回の審議会で少しご説明した内容とも重なりますが、宿泊税収が石垣市で自由に使える資金として発生することになります。その中で、いろいろな事業が必要となってきますが、特に基盤的な部分、例えば「経営人材」などについては、他地域の事例を見ても、具体的な事業に比べてイメージしにくいという側面があり、後回しにされがちです。しかし、この基盤が揺らぐと、実際の事業執行においても進行がうまくいかない場合があります。そのため、基盤部分にはしっかりと資金を充てていく必要があります。そこで、配分ルールとしては、宿泊税収の20%を基盤に充当することとしています。次に「重点施策」ですが、残りの80%については、具体的にどのような事業に使うかというところをマスタープランで記載していくことになります。重要なのは、優先順位を意識して、緊急性が高いものや重要な事業に重点的に充てるという点です。これについては後ほど、さらに補足させていただきます。

6ページをご覧ください。配分ルールの「基盤」部分について、もう少し詳しく説明します。下の三角形の図で、基盤を構成する3つの要素を示しています。それは「人材」、「データ」、「コミュニティ対応」です。これまで国や県の補助金もありますが、補助金は基本的に単年度や数年単位で提供されることが多いため、長期的に継続しなければならない部分には、市の税金を充てることが必要です。特に「人材」や「データ」の基盤がしっかりとしていないと、実施する事業がうまくいかない可能性があるため、これらの基盤にしっかりと資金を充てることが重要だと考えています。

次に7ページ目をご覧ください。こちらでは「観光地経営人材」に関する部分を詳しく記載しています。観光地経営全般において、単にプロモーションやマーケティングを行うだけではなく、戦略や地域内の合意形成などが非常に重要です。これは石垣市だけでなく、他の地域でも同様の対応が求められている部分です。そのため、人材獲得競争も厳しくなっているため、ここでの人材をしっかりと活用することが求められます。

8ページをご覧ください。こちらは「宿泊税振興と観光団体の役割」について記載しています。現在、観光交流協会やYVB（八重山ビザーズビューロー）がありますが、役割分担を改めて整理し、財源との絡みを明確にする必要があります。観光交流協会には、石垣市の財源である宿泊税を充てることになりますが、YVBについては広域的なDMO（地域連携型観光組織）として、県税や市税を事業単位で充てることになると考えています。

9ページをご覧ください。ここでは「基盤強化」について説明しています。人材に加えて、「データ」と「コミュニティ対応」が今後重要な要素となります。観光業が拡大する中で、地域住民の理解と合意なくしては進められないことが多いです。特に外部からの観光客を呼び込む際に、住民の不満を避けるためにも、理解促進のために税金を使うことが重要です。この点は目に見えにくい部

分ですが、継続的に対応していくべき課題です。これらが、宿泊税の配分ルールの 20%に充てる基盤部分で、残りの 80%については、今後の施策に必要な事業に充てていく予定です。

委員 A

次に進む前に、1 点だけ修正をお願いしたい点があります。

(資料 2) 8 ページに記載している内容についてですが、石垣市観光交流協会は DMO ではないため、「地域 DMO」という記載は誤りです。そのため、この部分は「DMO ではない」と修正していただきたいと思います。また、八重山ビザーズビューロー (YVB) については、これまで地域連携 DMO とされていましたが、今年の 10 月から観光庁が DMO を広域と地域の 2 つに分けたため、現在 YVB は「地域 DMO」として位置づけられています。これに伴い、「地域連携」という表現はなくなりましたので、この記載も修正をお願いします。

具体的には、観光交流協会の「地域 DMO」の表記は削除し、YVB の箇所に「地域 DMO」と記載してください。広域 DMO に関しては、沖縄観光コンベンションビューロー (OCVB) が該当しますので、その点もご理解いただければと思います。以上、修正のお願いでした。

会長

確認させていただきたいのですが、YVB が地域 DMO として位置づけられているということですが、例えば、石垣市が以前に考えていた地域 DMO の構想とどう違うのかという点についてお聞きしてもよろしいでしょうか。

委員 A

YVB と一緒に地域で DMO を推進していきます、という考え方になります。要は、これまで「広域 DMO」と呼ばれていたものが「地域 DMO」という名称に変わった、というイメージです。つまり、地域の中にあった「地域連携 DMO」という枠組みがひとつに統合された形になります。

分かりやすい例で言うと、宮古島市の観光協会は“地域 DMO”として 1 市単独で機能しています。一方で、八重山の場合は 3 市町がまとまって構成されていますので、これまで“地域連携 DMO”という言い方を使って整理していました。ですが、先月から観光庁が制度を見直し、全国的に「一つの地域として見ましょう」という方針に変えたことで、“地域 DMO”と“広域 DMO”的 2 つの分類に整理されました。都道府県レベルの組織を“広域 DMO”と呼ぶようになり、八重山ブロックを担う YVB は“地域 DMO”に位置づけられた、という流れです。

ちょっと制度変更が入りややこしいのですが、現在はこの整理で進んでいます。

事務局 2

資料 3 に基づいて、先ほどの基盤強化と住民対応という大きな区分のもとで、どのような意見が挙げられたかを改めて整理させていただきます。こちらには、10 月 29 日（観光地経営戦略アイデア会議）の内容も含めて、改めて整理しております。まず、基盤強化に関しては、「観光地経営人材」、「データ収集・分析」、「コミュニティ対応」の 3 つの要素があります。アイデア会議では「観光の司令塔を地域から育てる」という形で、地元の声が届く観光地経営を目指すべきという考えが紹介されました。これまでの記録を振り返ると、専門人材の安定的な確保や、事業を企画立案する人材の確保が重要だという意見

が挙げられました。会議の中では、「どうやったら石垣の観光が良くなるのか」を考え、石垣で関わるプレイヤーを把握した上で、地域に最適な立案をして実行していく人を育成する必要があるという意見がありました。

次に、データ収集・分析についてですが、観光の状況をデータで可視化し、それを皆さんで共有して合意形成を図ることが重要だという意見がありました。石垣の観光に関する調査では、観光客の動向や観光従事者の所得水準を上げるための方向性が審議会やワーキングで議論されてきました。また、観光経済についても、観光事業者だけでなく、地元の信頼が大切であるという意見がありました。観光が地域経済にどのように貢献しているかを測定し、しっかりと把握することが重要です。

次に、4ページ目をご覧ください。コミュニティ対応についてです。先ほどご説明があったように、観光の規模が拡大する中で、地域住民の理解なくしては進めていけないという点が強調されました。具体的には、マナーの啓発や地元割、観光と暮らしをつなぐポータルサイトの作成など、住民の理解促進に向けた施策が重要です。

次に、5ページからは重点施策に関する内容です。ここでは、プランディング、産業支援、二次交通、文化育成、自然保全、受け入れ環境整備の5つの分野を整理しています。まず、プランディングについてです。これまでの審議会でも議論されていたように、地域ならではの食の提供、地産地消の推進、一次産業との連携が挙げられました。具体的には、グルメアワードや農業との連携による食材の提供、台風などの災害時に備えた食材の確保が必要です。また、八重山としてのプランディングや、リピーターの促進なども重要な施策として挙げられました。

続いて、6ページには、観光地経営の強化として、星空観光やインタープリテーション（地域解説者の育成）の強化がありました。また、閑散期の需要創出や季節ごとの魅力を伝えるイベントの実施など、魅力づくりや誘客促進も課題として挙げられています。

次に、7ページでは産業支援について説明しています。観光人材のスキルアップや、インプットとして多言語対応や専門知識の向上、観光事業者への支援、施設の設備更新、環境配慮、資源循環の取り組みなどが必要です。また、観光従事者の採用支援や脆弱な観光組織の強化、従業員住宅の整備などについても意見がありました。

次に、8ページでは二次交通に関する施策です。地域内の公共交通、特に島内循環バスの充実や、交通人材の確保、ドライバー不足への対策が挙げられました。また、宿泊者や納税者が移動できるように、交通システムの構築や市民向けの駐車場整備も提案されています。

次に、9ページでは文化継承や自然環境の保全についてです。八重山文化の継承活動への補助、文化イベントの開催や博物館との連携が提案され、自然環境の保全ではサンゴ礁の保護やビーチの清掃、海洋ごみの対策などが挙げられています。

次に、受け入れ環境整備に関する 10 ページです。公衆トイレの整備や、新規ビーチの開設、維持管理が必要です。特に、開放期間の延長やビーチの開設期間の見直しなども議論されています。また、観光地の安全・安心を確保するために、海難事故対策や関係者の人材育成も求められています。

最後に、11 ページでは案内所の設置や防災危機管理の強化、標識の多言語化、ユニバーサルデザイン、ユニバーサルツーリズムの促進が提案されています。また、ごみ処理に関する取り組みも重要な課題として挙げられています。先ほど資料 2 について、石垣市の税制度の資料に基づき、毎年 5 億円ほどの収入が見込まれるとご説明がありました。これを単年ではなく、例えば 10 年や 5 年で考えるべきだという視点を持ちながら、何を重点的に行っていくべきかを議論する必要があります。

会長 引き続き、資料 4 をご説明いただけますでしょうか。

事務局 4 資料 4 について説明させていただきます。こちらの条例は、3 月議会に提案予定の宿泊税使途基金条例のたたき台となるものです。今後、この内容についてさらに精査を行い、3 月議会への提出を目指しています。内容についてご説明いたします。

今回の宿泊税につきましては、法定外目的税として、一般財源に溶け込まないようにしっかりと観光目的で使うという意味も込めて基金化することが記載されています。また、観光審議会とマスタープランに記載された事業に充てることを明記し、それ以外の目的に使えないように制限を設けています。

大まかな流れとしては、宿泊税収はまず石垣市的一般財源に入りますが、その後、宿泊税として区分けされ、基金に繰り出されます。そこから宿泊税の通帳に移され、その資金が戦略会議で決定された財源に振り分けられるという流れになります。簡単ではございますが、説明は以上です。

会長 ありがとうございます。資料 2 から 4 の説明をさせていただきましたが、皆さん、いろいろとご意見をいただきたいと思います。少しだけ補足させていただきますと、最後に資料 4 として石垣市の宿泊税基金条例についてご説明しましたが、これは非常に重要な内容です。宿泊税はあくまでも目的税であり、観光のために使う税金であることを、しっかりと条例に明記することが大切です。一般財源には組み込まないという点が重要ですので、この内容を今後、議会に提案する形になります。

この内容について、何か疑問がある場合や、こういう形で持っていたほうがいいんじゃないかというご意見があれば、お聞かせいただければと思います。もちろん、今は読む時間もないかもしれません、宿泊税が目的税であり、観光のために使う税金であるということをしっかりと条例化することが目的ですので、何か特に追加した方がいい点や、気になる点があればお聞きしたいと思います。

[オンライン参加の有識者へ問い合わせ]

今後、宿泊税の基金条例を議会に提案する形になりますが、この際に大切なポイントがあれば、少し教えていただけますでしょうか。。

有識者	<p>目的税ということですので、今議論があったように、観光に使うというのはその通りですが、行政の財布は、特別会計を設けない限り基本的に一つの財布に入ってしまいます。加えて、観光というのは非常に幅広い分野をカバーしています。そのため「観光目的です」と言った場合、その範囲が非常に広く、実際に誰でも使えるという状況になり得ます。</p> <p>そうした事態が起きないように、今回は基金条例という形で、宿泊税の使途をしっかりと縛りをかけて管理することが目的だと思います。この基金条例において「マスタープランに基づいて」という文言が入ることで、具体的にどの事業にどれだけ充てるかを明確にし、財源がどのように使われるかが担保される仕組みが作られます。</p> <p>実際、宿泊税を徴収する条例は全国に多くありますが、その使途を条例で細かく定めている自治体は実は非常に少ないです。ですので、石垣市がこの宿泊税をしっかりと運用し、使途を明確にすることは、非常に重要な取り組みだと感じています。</p>
会長	<p>ありがとうございます。引き続き、皆さんにはもう一度資料をよくご確認いただき、この条例案をしっかりと作り上げていければと思います。ご協力よろしくお願ひいたします。</p> <p>今のところ、JTBFさんから資料2から4までの内容をご説明いただきましたが、確認していただきたいのは、全体の大枠としての「基盤強化」そして「重点施策」のことです。特に、ここでお話ししたいのは、「配分ルール」の部分です。</p> <p>基本的には、基盤整備においては約20%程度の予算を使おうという考えです。これは観光地経営に必要な人材の確保や、データ収集と分析、さらにコミュニティ対応など、観光経営の基礎的な部分をしっかりと支えるための予算です。その後、皆さんからいただいた意見をもとにまとめた重点施策に関しては、残りの80%を充てる予定です。このように、基盤強化に20%、重点施策に80%という形で進めることを考えています。</p> <p>ただし、状況によっては、特に初年度には基盤整備に予算を多く充てる必要があるかもしれません。例えば、基盤整備に30%ほどの予算が必要になることもありますので、この割合については、今後調整しながら決めていかなければと思っています。</p> <p>この大まかな考え方で進めることで問題ないか、ご確認いただければと思います。よろしくお願ひします。</p>
委員 B	<p>今のお話で、もちろん基盤強化が必要であることは理解しています。しかし、もし固定枠としてその部分を決めていくとなると、毎年約1億円ほどがその費用にかかるという計算になると思います。そうなってくると、実際に使える金額は4億円ほどしか残らなくなり、現場やここにいらっしゃる皆さんに還元される金額が限られてしまうのではないかと思いました。</p> <p>そのため、最初は仕方ないにしても、将来的には基盤強化の部分は減らしていくという前提で決めていくべきではないかと考えています。固定枠を設けるこ</p>

との長期的な影響を考慮し、あくまで基盤強化に必要な部分は初年度に集中し、その後は徐々にその割合を減らしていくべきではないでしょうか。

もし予定してしまうと、その金額が大きくなり、最終的には税収が上がってもそれに見合った還元ができなくなってしまうのではないかと心配しています。私の案としては、将来的に基盤強化の割合を減らしていく形で進めていく方が良いのではないかと考えています。いかがでしょうか。

事務局 1 戰略を作っていくという話なので、例えば基金が5億円あっても、翌年には4億円になるかもしれませんし、逆に税収が増えて6億円になる可能性もあります。ですので、まずは導入してからの話だと思いますが、戦略的には、基盤と重点施策の構成としてはしっかりと持っておくべきだと考えています。ただし、おっしゃる通り、永続的に基盤強化に20%を割り当て続けるという考えではないという点は理解しています。状況に応じて見直しも必要ですし、基金の部分についても、減少することも考えられるので、そこは柔軟に調整していく必要があると思っています。

委員 B スタートアップについては、資料にも※印で書かれていますが、いろいろな補助金を使うことになると思いますし、ここでも相当のお金がかかるということは理解しています。そのため、最初は仕方ない部分もあると思いますが、やはり、税収が上がった場合に20%が基盤強化に持っていくかとなると、この固定率がじわじわと効いてくるんじゃないかなと懸念しています。気になった点としてお伝えさせていただきました。

事務局 1 ありがとうございます。こうした割合についてはぜひ考えながら進めていきたいと思います。また、今、宿泊税が財源となる世界観についてお話ししましたが、一方で国税も増えていく中で、国の観光政策が使える公共事業も増える可能性があります。そうした観点から、ぜひこれらの公共事業にも応募していくことを組み合わせながら進めていくことが選択肢として有効だと思います。

委員 A 資料3について1点提案と、資料2について1点確認させてください。まず、資料3の5ページについてですが、こちらには「ブランド」「重点施策」という項目が記載されています。これが非常に重要な部分なので、少し提案をさせていただきます。ブランドの中で一番分かりやすく「食」と「観光」と記載されていますが、これはあくまでわかりやすく書いているだけで、それだけではないと思います。その中に「イベント」も含めてほしいという提案です。例えば、ここに記載されているグルメアワードも一つのイベントではありますが、要するにブランドに寄与するイベントです。例えば、石垣市ではスポーツコミッショナリーアワードがあり、これは石垣市のブランドの一つとして「スポーツアイランド」としてPRしています。こういったイベントもブランドに寄与するものですし、石垣市としても後援や協力をする場合、資金提供できるような仕組みを作ってほしいと思います。

石垣市では、イベントを行う際に資金が不足しているため、協力金を集めたりボランティアに頼ったりすることが多いですが、その結果、何のためにイベントを開催しているのかがわからなくなってしまっています。公金を使いなが

ら、ブランドを高め、誘客を促進していくために、イベントという要素を重点施策に組み込んでほしいという提案です。

次に、資料 2 の 14 ページについて確認させていただきます。先日のアイディア会議で商工会担当者から質問がありましたが、各組織へ予算配分を行うなら、予算配分を行う前提で商工会でも考えるというような発言をされていました。14 ページを見た上で、こういった解釈でよいかを確認したいと思います。商工会がまず企画を立て、それを宿泊税に関する会議体で提案します。提案後、それを観光市議会に提出し、そこで承認を得て、最終的に決裁を取るという流れでよいのでしょうか。

事務局 1	<p>ニュアンスとしてはそうなんですが、今後、各関連部署からのアンケートやヒアリングを通じて、どのような事業が宿泊税を財源として行われるべきかが明らかにされるところです。基本的には、議会で予算を承認する際には、各課に紐づいた予算要求が行われます。宿泊税という財源を使って、例えば都市建設課からこの事業をやる、という形で割り振りがされていきます。</p> <p>また、商工会の事業であれば、商工振興課が担当する場合もあるかと思いますし、DMO や観光協会の事業として、商工会が戦略的に良いと考えるものについては、それが上がってきて予算案として評価されることになると思います。それを評価するのが、14 ページに記載されている実行部隊であり、実際に事業を実行し、その後評価を行い、継続するかどうかも含めて判断するのがこの会議体の役割です。</p> <p>審議会は宿泊税に限らず、観光全般についても議論する場であり、地域の問題なども取り上げられるため、もっと広く議論を行う場として位置づけています。したがって、手を挙げたからといってすぐに実施されるわけではなく、マスタープランに基づいてガバナンスを作り上げていくところが重要だと思っています。現段階でのマスタープランでは、大枠としての流れはできていますが、今後、新たに必要な事業が出てくると思います。その際は府内連絡会を含め、こういった会議で意見を集約し、展開していくように進めていくことが想定されています。</p>
-------	---

委員 A	<p>重要な点なので、共通認識を持つために改めて詳しくお話しさせていただきます。まず、アンケートやアイデアというのは、言い方は悪いですが、あくまで「ジャストアイデア」、無責任なアイデアだと思っています。「私たちがやるんだ」という当事者意識を持って提案することと、アイデアだけでは実際の進行に大きな違いが出てくると思います。</p> <p>そのため、誰が決めるか、どう決めるかは別として、最も重要なのは「誰がやるのか」ということです。やるところがないのに、勝手に「これをやりましょう」と言っても、誰も何も動きません。例えば、商工会がやる、あるいは何とか協会がやるといった形で、責任を持って当事者意識を持って「これをやりたい」「このために宿泊税を使いたい」という意識を持ったときに、じゃあその組織はどこに言えばいいのかということについては、みんなが共通認識を持っておくべきだと思っています。</p>
------	---

事務局 1	<p>先ほど資料 2 の 4 ページでも紹介したように、今後はヒアリングに基づいて府内連絡会を開催していきます。事業化できるかどうかという話になってきますし、今後、この審議会や、さらには観光地経営戦略会議ができるのかどうか、できる場合にはその意味があるのかないのか、いくらで実施するのか、といった点は決定していくことになります。</p> <p>意思決定の中には含まれますが、最終的には議會上程で予算化されることになります。</p>
委員 C	<p>これについては、やりたい事業の性質に応じて、例えば商工振興課さんに「こういうことをやりたいんです」と相談に行っていただき、商工振興課がそれを「いいな」と思えば、宿泊税の予算として計上していくという流れになるということです。</p>
事務局 1	<p>はい。</p> <p>ブランディングの話についてですが、資料 3 の 6 ページに「スポーツコミュニケーション」と記載されています。冬期のスポーツ合宿という意味では、イベント的には、ブランディングの一環として、6 ページに記載されている内容で進めるという解釈でよろしいかと思います。</p>
会長	<p>ブランドに関するイベントは非常に重要であると考えます。特に観光業は、観光単体では成り立ちません。魅力的な食材、例えばパイナップルやマンゴー、さらには 5 月の本マグロなどといった魅力的な食材と観光が融合することにより、魅力的な観光地が育まれていきます。したがって、このブランドに基づくイベントは非常に重要であると思います。地域が一体となることで、まさに DMO (地域連携型観光組織) の形が実現し、観光が地域全体に恩恵をもたらすことになります。この点は本当に重要だと感じており、ぜひこの考えをマスター プランに反映させていきましょう。</p>
委員 C	<p>他にもさまざまな取り組みが重要になってくると思いますが、特に閑散期に観光客を呼び込むことが、ホテルの稼働率を平準化するためには非常に重要であると考えます。夏場に観光客をこれ以上増加させることは難しいため、特に 11 月から 1 月にかけてのイベントに注力することがポイントだと思います。この時期は天候が不安定になりがちですが、こうしたイベントをブランド化することで、さらに集客力を高めることができるのでないかと感じています。もし、そのようなブランド化されたイベントがあれば、もっと力を入れていければ非常に効果的だと思います。また、冬場のイベントが定着することによって、例えば台湾や香港便の増便の可能性もあり、地域経済にも大きなプラスとなるはずです。したがって、こうした冬期のイベントに力を注ぐことが非常に重要だと思っています。</p>
委員 B	<p>1 点だけ、少し本題から外れるかもしれません、資料 3 に関して、皆さんの話題にも上がっていた「閑散期の需要創出」についての意見と関連する点を申し上げます。具体的には、サガリバナの沈下ツアーについてですが、厳密に言うと、これは閑散期には該当しないのではないかと思います。そのため、例示として挙げるのには少し適切ではないのではないかと感じました。もう 1 点は、「新たなエリアテーマの発信」についてです。資料には「世界遺産」と記載さ</p>

れていますが、これが世界自然遺産を意識しているのかどうか、少し気になりました。これは否定的な意見ではありませんが、来年、西表島を含む世界自然遺産が5周年を迎えます。この世界自然遺産に石垣島を加えるかどうかという議論が本格的に進められるのであれば、それは別枠の話になるかもしれません。しかし、もし世界遺産をテーマに挙げるのであれば、世界自然遺産を意識する形の方が適切ではないかと思い、この点についてコメントさせていただきました。

事務局2 ご意見として挙げられたのは、西表島に関する点だと思います。説明が少し不足しておりましたが、この資料3について、最終的にマスタープランにどのような形で反映させるかについては、今日の議論を踏まえたうえで再度調整を行い、反映させていただきます。資料3は、皆様から提示していただいた内容を一覧にしたものであり、議論を進めるためのたたき台としてご提供させていただいています。そのため、黒丸で示されている項目について、自由度や掲載場所について「ちょっと違うのでは？」という意見が出る可能性があるかと思います。その点については、後日調整を行いながら進めていく予定です。

会長 ありがとうございます。それでは、他にこの事業案に関してご意見やご質問はございますか。しっかりとマスタープランとしてまとめていく必要があるもので、引き続きご意見をお聞かせいただければと思います。それから、もう1点確認したいのは、ガバナンス、つまり管理体制について、皆様からご意見があればお聞かせください。資料の中に基金の積み上げについても記載がありますが、具体的にどのように積み上げていくのか、まだ明確になっていない部分があります。実際に宿泊税が使えるかどうかについてはまだ不確かですが、現在観光交流協会で一番問題となっているのは、働く人が少ないという点です。さらに、仮に県外からの人材を受け入れようとしても、住まいがないという問題もあります。観光業に必要なバスの運転手を募集しても、住む場所が確保できない、また家賃が高いため、なかなか人が集まらないという状況です。そこで、観光従事者用の団地のようなものを作るために、この基金を積み上げていき、返済に充てるという方法も一つの考え方かもしれません。観光推進にあたって、こうしたネックとなっている問題を解決するためには、今後どのように進めていくかを考えなければならぬと考えています。

委員D 石垣に来て働きたいという方は、おそらく多くいらっしゃると思います。しかし、ネックとなっているのは住居の問題です。石垣は家賃が決して安くはなく、その点が大きな課題となっています。

会長 そうですね。
ガバナンスの在り方については、皆さんももう一度よく考えていただくと良いと思います。

委員A 1つ質問があります。ガバナンスを考える上で、1.2%の宿泊税の使途について、8割が重点施策に充てられることになりますが、ここで官民の関わりについて考える必要があります。具体的には、民間が主体となって進める部分と、石垣市が使う予算の部分、例えば建設関係や道路関連などについてです。

3年間は石垣市が事務局を担当するという計画であり、3年後には八重山ビザーズビューローや観光交流協会が事務局を引き継ぐ選択肢もあります。しかし、現実的に考えると、観光交流協会や八重山ビザーズビューローが事務局を担当する場合、石垣市の予算使途も管理しなければならないのではないかと思います。

つまり、この事務局は全体を管理するものではなく、民間の使途部分に関わる事務局として位置づけられているという理解でよろしいでしょうか。

事務局 1 要は、会議の事務局という意味合いだと思います。宿泊税の使われ方についての事務局は、官民で運営できるのではないかという感じです。イメージとしては、例えばこのような審議会があり、ここで使用する資料や運営については、観光協会、YVB、または商工会が担当し、皆さんに紹介するという範囲のものです。したがって、これはお金を使う事務局ではなく、あくまで運営や資料提供を行う事務局であるということです。

委員 A 了解しました。ありがとうございます。

会長 今のお話の延長線上で、資料 2 の中で観光交流協会と YVB の役割分担について記載がありましたが、その点について、YVB として何か意見はありますか。

委員 A いろいろな分け方があるかと思いますが、まず一つの観点として、観光交流協会と YVB の最大の違いは、会員を持っているかどうかだと思います。企業で例えるなら、観光交流協会は株主が会員であり、まず一義的には会員にメリットがあることを行わなければならないというのが組織の存在意義であり、これは義務でもあります。その上で、会員の皆さんと一緒に事業を進めようとする場合、観光交流協会はすぐに実現できるという強みがあります。

一方で、YVB には会員がいないため、その部分においては実現が難しいという現実があります。したがって、会員と一緒に活動する点では観光交流協会が最も適しており、商工会との連携もしやすいと言えます。特に、石垣市内で完結する事業については、観光交流協会が適任であると考えています。

一方、YVB は石垣市を中心に活動を行いますが、それを竹富町や与那国町と連携することで、相乗効果が得られるケースが多いです。売り方としては、基本的にセットで売る形になります。

そのため、宿泊税を活用する場合でも、例えば石垣市で 10 のお金を使い、竹富町で 2、与那国町で 1 のお金が必要だとした場合、石垣市の宿泊税からは 10 が支出されますが、竹富町と与那国町分については、沖縄県税から手を挙げてもらわなければなりません。沖縄県か沖縄観光コンベンションビューローがその部分を担当することになりますが、竹富町と与那国町分を同じ DMO で申請することが可能であり、事業自体は一つであっても予算の入り口を 2 カ所から確保する調整は、観光交流協会よりも YVB の方が適していると考えています。

そのため、こうしたお金の動きも含めて、改めて役割分担を行いたいと考えています。

会長

ありがとうございました。他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、時間の関係もありますので、議事(3)「その他の財源確保について」へ移りたいと思います。こちらについて、事務局より説明をお願いいたします。

●議事 (3) その他 【資料 5】

事務局 3

資料 5 「ヨーロッパにおけるクルーズ船対策」をご覧ください。

こちらは、これまでの会議や先日のアイデア会議で寄せられたご意見を踏まえ、クルーズ船に関する海外事例を整理した参考資料です。日本国内では類似の取り組みがまだほとんど見られないため、同様の課題を抱えるヨーロッパの都市でどのような対策がとられているのかを把握する目的で作成しています。まず、2 ページをご覧ください。「世界におけるクルーズ船対策」ということで、各国・各都市の対策を大きく三つの観点で整理しています。上から順に、需要側、供給側、そして財政的手段という分類です。

まず需要側、つまりクルーズ船の乗客側をコントロールする対策についてです。大きく二つの類型が見られます。

一つ目は総量規制です。大型船を制限する、1 日あたりの寄港数を制限する、人数に上限を設けるなど、数そのものを管理する形です。

二つ目はフロー分散です。全体数よりも「一度に集中すること」が課題と捉え、混雑のピークを分散させる取り組みです。例えば、時間帯ごとにスロットを設ける地域、短時間の大量来訪を避けるため最低滞在時間を設定する地域、季節ごとに受け入れを分散させる地域などがあります。

次に供給側です。こちらは受け入れ体制を工夫することで影響を平準化しようとする方法です。例としては、特定の人気スポットに一斉に人が集中する問題を抑えるための予約制の導入や、クルーズ船に合わせたシャトルバスの手配など、移動手段の供給側で調整する方法があります。

3 つ目は財政的手段です。今回の議題に関連する部分ですが、クルーズ船客を対象とした観光税を導入し、対策費用に充てている都市もあります。仕組みとしては宿泊税と類似しており、乗客を課税対象にし、船会社等の運航事業者が徴収義務者となっています。

次に 3 ページをご覧ください。都市レベルで導入している代表的な事例を示しています。

アムステルダム、バルセロナ、バレアレス諸島などでは、滞在時間に応じて課税する方式を採用しています。宿泊を伴わなくとも、港に入った時点で一定額を課税するという方式です。滞在日数が増えると課税額も増える点は宿泊税と類似しています。

一方、ロッテルダムでは宿泊に相当するかどうかで判断しており、夜 9 時から翌朝 6 時の間に 4 時間以上停泊した場合を「1 泊」とみなして課税する仕組みです。

税率は都市によって大きく異なります。アムステルダムは 1 日あたり 14 ユーロと比較的高額で、バレアレス諸島ではオフシーズンに減額するなど季節変動制を採用している点が特徴的です。

なお、日本国内では現在のところ、法定外税としてクルーズ船に課税している自治体は存在しません。そのため、今回は海外事例を参考としてご紹介しています。

事務局 1 今回、参考情報としてクルーズ船の海外事例をご紹介した趣旨を、改めてお伝えいたします。宿泊税の導入に関する議論の中で、石垣市議会でも「宿泊客だけでなく、クルーズ船の乗客からも入島税のような形で財源を確保すべきではないか」という意見がありました。また、前回のアイデア会議では、ホテル事業者の方から「宿泊客がタクシーを呼べない状況があり、特にクルーズ船の寄港と重なると、二次交通が逼迫するため、クルーズ船を減らしてほしい」という声もありました。

今回の議論はあくまで宿泊税が中心であり、現時点でクルーズ船に対する入島税や課税の導入を検討しているわけではありません。しかし、海路で来島するクルーズ船に関しては、季節や寄港規模によってオーバーツーリズムが生じることもあり、地域の観光まちづくりとして、課題への対応や改善策の検討が求められる状況にあります。

一方で、クルーズ船も飛行機も同じ観光客であり、その消費を地域の恩恵として取り込むことは、観光都市としての基本的な視点です。しかし、近年は夏場や繁忙期において、タクシーやバスの不足、クルーズ船の大型化による交通需要の急増など、受け入れ側のキャパシティの問題が顕在化してきています。

宿泊税の活用を進めるにあたり、こうしたクルーズ船に伴う交通や地域負荷の問題についても、並行して審議会で研究していくべき重要なテーマであると考えております。そのため、今回ご紹介した海外事例は、今後の検討の参考情報として提示したものです。

クルーズ船の今後のあり方や、二次交通の現状、ご経験に基づく最近の課題など、何か共有できる点がございましたら、この場でお聞かせいただければと思います。

会長 はい、ありがとうございます。
それでは、皆さん、いかがでしょうか。ご意見やご質問等がございましたら、ぜひお聞かせいただければと思います。

委員 A 参考までに、少し調べたところ、現在の為替レートは 1 ユーロ＝約 180 円程度でした。

これに照らし合わせると、資料右側にあるバレアレス諸島の観光税は 1 人あたり 2 ユーロで約 360 円、左側のアムステルダムは 1 人あたり 14 ユーロで約 2,200 円という計算になります。

D 委員 こそれは、いわゆる「宿泊税」というよりも、上陸税のような形で課す仕組みという理解でよろしいでしょうか。宿泊の有無に関わらず、クルーズ船での入域そのものに対して課税するタイプの制度ですよね。

事務局 1 宿泊税は、全国的に一定の導入実績がある目的税として整理されていますが、一方でクルーズ船乗客には同様の税負担が生じていないことから、公平性の観点で課題が指摘されています。現段階では制度化を前提とするものではありません

せんが、将来的な上陸税等の導入可能性については、研究テーマとして位置付け、調査を進めていくことが適當だと考えます。

併せて、寄港時の二次交通確保や混雑緩和など、受け入れ環境に関する課題も顕在化しているため、今後のクルーズ船の取扱いについて、地域全体で基本的な方向性を整理する必要があると考えています。

委員 E 今後、石垣市として石垣～基隆間の船が就航する予定がありますが、これが運航を開始した際、既存のクルーズ船の寄港数が大きく減少するのではないかと伺っております。実際のところ、どの程度寄港数が減る見込みなのか、その影響を懸念しているところです。

委員 C 将来的な見通しとして申し上げますと、新港バースの供用が本格化する来年、再来年あたりからは、クルーズ船の寄港数が相当程度減少する見込みと伺っております。すでにその時期の予約受付も進んでいる状況です。

新港バースにクルーズ船が入港する際には、既存の岸壁を利用できない時間帯が発生するため、いわゆる“沖出し”的対応、つまりフェリーを一時的に外に出してスペースを確保し、クルーズ船の入出港に合わせて再配置するような運用が行われると聞いております。

また、特に月・水・金の運航については、新港バース側を優先的に使用するため、既存バースではその時間帯の予約は基本的に受け付けない方向で調整していくと伺っております。こうしたスケジュール運用により、結果として寄港数全体が大幅に抑制される見込みであると理解しております。

事務局 1 石垣市が計画している石垣～基隆航路の「商船やいま」については、当面は港湾課前の F バースを使用する計画と伺っております。「商船やいま」が新港バースに移行するのは 2～3 年先になる見込みとのことです。

一方で、クルーズ船については従来どおり新港バースを使用する運用が続くため、当面の間は新港バースにクルーズ船、F バースに「商船やいま」という配置になるものと承知しております。

その結果、新港バースと F バースの双方が同時に埠頭として稼働する期間が生じることとなり、むしろ一時的に受入可能な枠が増えるのではないかという印象を持っております。

委員 C 前提としてお伺いしたいのですが、そもそも新港バースに停泊するクルーズ船というのはあるのでしょうか。

事務局 1 オーバーナイトですか。過去に例はあります。

委員 C そういう意味では、一泊あたりで課税してもあまり効果がないように感じておりますし、もし負荷が大きいのであれば、アムステルダム方式（短時間の寄港でも課税対象）に加え、バレアレス諸島のようにオフシーズンは税率を下げる手法も検討できるのではないかと考えております。

それと、クルーズの乗客は出国税も支払っている認識でよろしいでしょうか。

事務局 3 はい。国レベルで出国税を導入している国につきましては、その出国税をクルーズ乗客も支払っている状況です。

委員 C	ということは、アムステルダムの場合ですと、まず出国税を支払い、そのうえで都市としてのクルーズ客課税、つまりこの 14.5 ユーロも上乗せされている可能性がある、という理解でよろしいでしょうか。
事務局 3	そうですね。申し訳ありませんが、オランダやスペインの出国税の詳しい状況までは把握しておりません。ただ、ここに示しているものは、あくまで「市税」としてのクルーズ客課税です。したがって、もし国の出国税が別途あるのであれば、それとは別にこの市税分も支払っている、という整理になります。
委員 C	現在、日本では出国税 1,000 円を 3,000 円へ引き上げる方向で検討が進められています。そうなりますと、日本を出国する際に 3,000 円を負担したうえで、さらにクルーズ寄港地で課税が行われる場合には、その額が上乗せされる、という理解になりますね。
事務局 1	寄港しても下船しない乗客が一定数いる場合もありますよね。
事務局 3	海外では、「入る行為」と「滞在」とを分けて整理しているようです。入国・出国はあくまで入る行為として扱われ、クルーズ船のように短時間の寄港であっても、その地域にとどまる以上は滞在とみなす、という整理がなされているとのことです。
委員 B	こちらは EU 域内の事例に限った整理になりますが、EU の場合は「出国」「入国」の定義自体が、どの国から来たかによって大きく変わるために、そのまま参考にすることが適切でない場面もあると思います。たとえば、ドイツ発のクルーズ船が EU 加盟国に寄港した場合は、EU 域内の移動となるため出国税・入国税は発生しません。したがって、先ほどのような課税の仕組みが成立する背景には、この前提があるという理解になります。 一方で、日本で導入を検討する場合、仮に出国税と寄港地での課税が重なると、実質的に二重課税のような状況が生じる可能性があり、その点は慎重な検討が必要であると感じております。 いずれにしても、出国・入国の扱いや、クルーズ船がどの国を起点として運航されているのかといった背景情報が揃わないと、適切な議論につながらないのではないかと考えております。
事務局 3	ありがとうございます。ほかの国についても調査を進めたいと考えております。国全体としてクルーズ対策を講じている例はいくつか確認できますが、都市レベルで個別に制度化している事例は、現状ではヨーロッパに集中している可能性があります。
委員 B	EU という枠組みそのものが前提となっているため、制度が成り立っている面もあるのではないかと感じております。そうした点がボトルネックになっているとすれば、日本、特に石垣市で制度検討を行う際には、必ずしも直接的な参考にはならない可能性があると考えております。
委員 A	参考までに申し上げますと、令和 6 年 1 月から 12 月までの 1 年間で、クルーズ船の入域観光客数、すなわち実際に下船した人数はおおよそ 30 万人となっております。仮に 1 人 100 円を徴収した場合は約 3,000 万円、360 円であれば 1 億円余りという計算になります。

委員 B	仮に 360 円を徴収すると、宿泊税の年間見込み額である約 5 億円のおよそ 5 分の 1 に相当する規模になります。その場合、確かに重要な財源にはなり得ますが、一方で二重課税の問題なども生じ得るため、導入を検討する際には丁寧な議論が不可欠であると考えております。
事務局 1	ちなみに、バスやタクシー事業者の皆さんにお伺いしたいのですが、港湾のバスから出発する乗客に対し、運賃に例えれば 100 円を上乗せする形で負担を求めるような仕組みを導入することは可能でしょうか。
委員 E	それは現実的ではありません。
事務局 1	もし特例的な運賃設定が法律上認められるのであれば、制度上は可能という理解でよろしいでしょうか。
委員 E	法律上、タクシーではそのような上乗せはできません。制度として認められていないため、不可能です。 一方で、バスについては料金設定の仕組みが異なるため、上乗せが可能な場合があります。
委員 A	乗客一人ひとりを対象に徴収する方式では、実務が非常に煩雑になります。たとえば「下船すると思っていたが、結局降りなかった」といったケースもあり、対応が複雑になります。 そこで、よく議題に挙がるのが着岸料です。たとえば「1 万人乗っています」という状況であれば、係数を掛け、仮にその 4 割が対象であれば「その人数に 100 円を掛ける」といった形で算定できます。つまり、実際に何名が下船しようと下船しまいと、着岸の時点で金額が確定する方式が最もシンプルだということです。
事務局 1	CIQ 施設が供用開始されると、着岸料（けい船料）は値上げされる見込みです。現在は 1 トンあたり約 4 円程度ですが、供用開始後は 14 円程度まで上がると伺っております。
委員 A	けい船料が上がるといつても、ごく小さな幅にとどまります。現在は「1 トンあたり 4 円 × 総トン数」で算出していますが、ここに同じ計算枠の中で「乗船人数 × ○○円」を加える形にすれば、負担額を整理しやすくなります。 この方式であれば、船会社や旅行会社は追加分をそのままツアーフィーに反映させればよく、販売の仕組みとしても非常に分かりやすくなると考えております。
委員 C	今お話をあった方法が、私も一番シンプルで分かりやすい仕組みだと考えております。ヨーロッパの各都市が実際にどのような形で徴収しているのか、その運用方法も参考になるはずですので、そこも併せて確認していく必要があると考えております。
有識者	いろいろな論点が混在しているように思われますので、まず整理させていただきます。「税として徴収する場合」と「利用料として徴収する場合」では、そもそも制度設計が全く異なります。 まず 利用料として徴収する場合ですが、これは行政が提供する特定のサービスに要した経費を、利用者に負担いただく仕組みです。したがって、たとえば

渋滞対策として警備員を配置した場合など、そのサービス提供にかかった費用を「負担金」として求めることになります。

ただし、この方式で徴収した収入は そのサービス以外には使用できないという明確な制限が生じます。

一方で、税として徴収する場合は、受益者負担の考え方が前提になるものの、徴収対象と使途の間に一定の幅が認められております。たとえば、石垣市の場合でいえば、宿泊税を「被災時の観光客支援」に充てることも、税の体系上は許容されます。利用料では認められませんが、税であれば可能です。

次に、クルーズ船に対する課税についてですが、これは世界的にも例が非常に少ない特殊な分野です。私の知る限りでは、今回示しているヨーロッパの事例程度で、着岸料を税として扱っている自治体はほとんどありません。着岸料そのものを調整している例はありますが、「税」として導入しているものは極めて稀です。

その背景として、世界的に見てもクルーズ船が寄港する場所自体が限られていること。バースの管理権限や港湾の規模により対応可能な都市と、そうでない都市が分かれること。大都市の場合、数千人のクルーズ客が来ても都市機能に影響が出ない。一方、石垣市のように人口規模に対して来訪者数が突出している地域は非常に特殊であることが挙げられます。

このため、石垣市でクルーズ課税を新たに設計しようとした場合、既存の前例を引用することはほぼできず、ゼロから制度を作り上げる必要があります。これは宿泊税以上に難易度が高い取り組みになると考えております。

参考までに、宿泊税が国内自治体で市町村単位で導入できるようになるまでにも、京都市をはじめ制度整備には十数年を要しています。同様に、クルーズ課税を地方自治体の裁量で実現するには、最低でも 5~10 年程度の検討期間が必要となる可能性があります。

したがって、石垣市単独ではなく、同様の課題を抱える宮古島市などと連携しながら、長期的な制度設計として慎重に進めていく必要があると考えております。

事務局 1 宿泊税については、どちらかといえば「数を抑制する」という発想ではなく、持続的に観光客を受け入れるための財源を確保し、地域としてお客様を呼び続けていくことを目的としております。宿泊税が導入されることで来訪者数が減少するというより、むしろ安定して来訪いただくための基盤づくりという位置づけです。

一方で、クルーズ船の場合は議論の出発点が異なります。クルーズ船が寄港するとタクシーが捕まりにくくなるため、ホテル側では「宿泊客がタクシーを呼べずクレームになる」といった課題もあり、受け止め方が分かれております。クルーズ船については「コントロールできるのであれば一定の調整が必要ではないか」という考え方もあります。たとえば 2,000 名規模であれば問題はないものの、3,000~4,000 名を乗せた大型船は負荷が大きいため、可能であれば寄港規模を調整した方がよいという意見もあるかもしれません。

ただ一方で、クルーズ客も地域で消費をしており、観光客としての価値には変わりありません。こうした点を踏まえると、クルーズ船は「来てほしくないから制限する」という単純な話ではなく、地域への負荷と経済効果の双方を踏まえたバランスの議論が必要であると考えております。

有識者 マルセイユでは、実は「寄港」は不要とされており、「発着であれば受け入れる」という方針を示しております。つまり、自都市を出発点とするクルーズであれば受け入れる一方、単なる立ち寄りは歓迎しないという姿勢です。日本のクルーズは多くが「立ち寄り」を前提としており、世界的な潮流とは異なる状況にあります。

現在、世界の多くの港湾都市では、立ち寄り型クルーズは地域負荷が大きいとして敬遠される傾向が強まり、むしろ「母港（発着港）」が大きな利益を生むという理解が広がっております。たとえば石垣島が母港となった場合、仮に3,000人規模のクルーズであれば、乗客は前泊がほぼ必須となり、3,000人泊の宿泊需要が生じます。帰港時も夕刻到着が一般的なため、さらに3,000人泊の宿泊が発生し、地域経済に極めて大きな波及効果が生まれます。数千人規模の観光客を連日動員する“巨大な観光施設”が地域に常設されるようなイメージです。

先ほど申し上げたとおり、クルーズ船に課税する制度を検討する場合、世界的にも前例が少なく、制度化には5~10年程度の長期的な取り組みが必要と考えております。ただ、同時に、せっかく港湾整備を行っている以上、立ち寄り型にとどまらず、発着港化を視野に入れた誘導策を検討することも重要であると考えております。

最近では、三井商船の世界一周クルーズのように母港が明確でないケースが多かったものの、今後はディズニークルーズ（オリエンタルランド）が日本に母港を設置する動きもあり、国内でも“母港型クルーズ”が広がる可能性があります。こうした状況を踏まえると、石垣島を母港とするクルーズ運航という選択肢も、将来的には十分検討に値するのではないかと考えております。

委員 A 財源確保の方法について、よりシンプルな案として申し上げます。先ほど、クルーズ船の入域客が年間でおおむね30万人規模で、1人100円を徴収すると約3,000万円になるという試算がありました。

一方で、現在の係船料は1トンあたり14円という水準ですが、年間の寄港本数は約120本、1隻あたりの総トン数を概ね10万トン程度と仮定すると、年間の延べトン数は約1,200万トンになります。この前提に立つと、係船料をトン当たり3円引き上げて14円から17円にした場合、それだけで概算では約3,600万円の増収となり、乗客1人あたり100円を徴収する場合とほぼ同等の財源を確保できる計算になります。

税として新たに制度を設計するよりも、既存の係船料の単価を数円調整する方が、制度面でも実務面でも格段に簡便ではないかと考えております。

会長 しかし、先ほど有識者からのご説明にもあったとおり、係船料のような“利用料”を財源とする場合は、使途が限定される点が課題となります。税の場合は、受益と使途の範囲が必ずしも一致していないなくても運用が可能ですが、利用料は

“そのサービスの提供に直接必要な経費”にしか充当できないため、活用の幅が狭まってしまうという点は、制度上、避けられないようです。

委員 A	ただ、税金や入域料の形で徴収する場合でも、たとえば現在の 14 円を 17 円にすることで、徴収しつつ使途を定めることができるのでないかと考えました。試しにこの方法を用いながら進めていくことも、一つの手法ではないかと感じております。
委員 E	いくらでも上げられるのか、市が決められるのでしょうか。
事務局 1	これは条例で定められており、CIQ 施設の供用開始とともに、その新しい条例が施行されることになります。
委員 E	いくら上げるのかという点について、条例で定められているという理解でよろしいですか。
事務局 1	金額を定める条例があり、CIQ 施設の供用開始を見越して金額が改定されております。宮古島市と同じ料金設定となっておりますが、具体的な算出方法については不明です。
委員 E	3 円上げることに賛同いたします。それを財源としてクルーズ船対応に充てていただきたいと考えております。
事務局 1	バースでの課題に対応するためには、警備員の確保や駐車場の拡充などが必要であり、これには財源の確保が不可欠であると認識しております。
委員 E	クルーズ船の件ですが、将来的には新港バースで二層横に並べる計画も進んでいると承知しております。その際には、移動手段や駐車場の整備、警備員の確保など、さまざまな問題が生じると考えております。
会長	ありがとうございました。時間も限られておりますので、クルーズ船の税金については引き続き検討を進めていただき、少しお考えいただければと思います。本日はありがとうございました。皆さまから貴重なご意見をいただきましたが、最も大切なのは、それらをしっかりとマスタープランに反映させることであると考えております。 お持ち帰りいただき、もし追加で必要な点がございましたら、市の方にご連絡いただければと思います。
委員 E	第 1 回の会議で、道路の清掃や雑草の管理について言及いたしましたが、その際あまり取り上げていただけなかつたように感じております。雑草は刈ってもすぐに再生するというご指摘をいただきましたが、最近、私どもの車両が垂れ下がった枝にぶつかり、ガラスが割れるという事故がありました。 過去 3 年間で 4 枚のガラスを割っており、正面ガラスは 1 枚 70 万円もする高価なもので、これまでの 10 年間で 3 回も割れております。また、サイドガラスも 3 枚割れており、これも木の影響によるものです。こうした安全性の確保のため、道路の雑草の管理や垂れ下がった木の剪定など、道路整備の一環として計画に盛り込んでいただけるようお願いしたいと考えております。先日も、垂れ下がった枝を避けたところ、カーブでレンタカーと接触する事故がありました。市と業者の方々に現場を確認していただき、危険な状況であることをお伝えしたところです。観光客の安全を確保するためにも、このような

道路整備を早急に進めていただきたく、引き続き検討をお願いしたいと考えております。

会長 ありがとうございます。それでは、皆さまよろしいでしょうか。時間も迫っておりますので、進行を事務局へお戻ししたいと思います。

事務局 1 ありがとうございました。第3回審議会につきまして、次回は年明けの1月、または2月中に開催する予定で調整を進めております。日程が確定次第、早めにご連絡を差し上げたいと考えております。

次回の審議会では、マスタープランの完成版となる資料の提示と、使途基金条例について改めてご確認いただくための資料を準備いたします。引き続きご協力のほどよろしくお願ひいたします。

本日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。